

北区大規模水害避難行動支援計画



令和4年（2022年）12月

北 区

目 次

1. はじめに.....	1
1. 1. 北区大規模水害避難行動支援計画の目的.....	1
1. 2. 支援計画の位置づけ.....	3
1. 3. 北区の基本的な避難行動の在り方.....	5
1. 4. 支援計画の対象者の範囲.....	7
(1) 被支援者側の対象者.....	7
(2) 支援者側の対象者.....	8
1. 5. 支援計画を活用した避難行動要支援者等の支援.....	9
2. 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について.....	10
2. 1. 避難行動要支援者名簿の作成.....	10
(1) 名簿の種類.....	10
(2) 名簿の登録要件.....	11
(3) 名簿の記載事項.....	12
(4) 名簿の更新.....	12
(5) 名簿の適正な管理.....	12
2. 2. 避難行動要支援者名簿の活用.....	13
(1) 平常時における名簿の活用.....	13
(2) 災害時における名簿の活用.....	14
2. 3. 名簿の作成と活用に係る取組み.....	14
2. 4. 今後の課題.....	15
3. 大規模水害を想定した個別避難計画について.....	17
3. 1. 個別避難計画に係る全体方針.....	18
3. 2. 個別避難計画の作成.....	20
(1) 個別避難計画作成の対象.....	20
(2) 個別避難計画作成の優先度.....	20
(3) 個別避難計画書の作成方法.....	23
(4) 個別避難計画書の記載事項と考え方.....	26
(5) 個別避難計画の更新.....	34
(6) 個別避難計画の適正な管理.....	34
3. 3. 個別避難計画の活用.....	35
(1) 個別避難計画の共有.....	35
(2) 個別避難計画の活用場面.....	35
3. 4. 今後の課題.....	36

4. 要配慮者利用施設の避難確保計画について	37
4. 1. 避難確保計画の作成.....	37
(1) 避難確保計画作成の対象要配慮者利用施設.....	37
(2) 避難確保計画のひな型.....	38
(3) 施設における段階的な防災体制確立.....	38
(4) 情報収集と情報伝達.....	38
(5) 避難誘導について.....	39
(6) 施設の整備について.....	41
(7) 計画の提出.....	41
4. 2. 避難確保計画の実効性向上.....	42
(1) 避難訓練による実効性向上.....	42
(2) 計画内容の精査.....	43
4. 3. 今後の課題.....	44
5. 福祉避難所の確保と活用について	45
5. 1. 大規模水害に対応した福祉避難所の確保.....	45
5. 2. 福祉避難所の活用方針.....	46
5. 3. 避難行動要支援者における福祉避難所の活用.....	47
(1) 福祉避難所を避難先として検討する際の考え方.....	47
(2) 福祉避難所への避難.....	47
(3) 避難行動要支援者を受け入れるための配慮.....	47
5. 4. 今後の課題.....	48
6. 避難行動要支援者の避難における自助・共助・公助	49
6. 1. 避難支援の基本的な考え方.....	49
(1) 自助としてできること.....	49
(2) 共助として支援できること.....	50
(3) 公助として区が実施すべきこと.....	51
(4) 避難支援者等の安全確保の措置.....	52
6. 2. 避難行動要支援者等への情報伝達.....	53
(1) 大規模水害時の避難情報.....	53
(2) 避難行動要支援者への情報伝達の方法.....	54
(3) 今後の課題.....	54
7. さらなる避難支援の取組み	55
(1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施.....	55
(2) 避難支援行動を踏まえたコミュニティタイムラインの作成.....	55
(3) 避難行動要支援者支援における DX の推進.....	55
(4) 復旧・復興期における避難行動要支援者の支援.....	56
(5) 支援計画の検証と見直し.....	56

参 考 資 料

参考資料 1	北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る検討委員会設置要綱	参-1
参考資料 2	北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る検討委員会委員名簿	参-4
参考資料 3	北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る検討委員会開催概要	参-5
参考資料 4	荒川氾濫に伴う大規模水害時の避難に関するアンケート調査の結果	参-7
参考資料 5	避難支援者による要支援者の移動支援シミュレーション	参-27
参考資料 6	車両による移動支援シミュレーション	参-34
参考資料 7	福祉避難所の収容人数のシミュレーション	参-35
参考資料 8	個別避難計画書（案）	参-36
参考資料 9	関係法令	参-47

1. はじめに

1. 1. 北区大規模水害避難行動支援計画の目的

平成 23 年の東日本大震災では、犠牲者の多くが高齢者や障害者等であった。一方で、消防職員・消防団員や民生委員などの支援者においても多数の犠牲が生じた。これらの教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）の作成が区市町村の義務となっており、区においても作成されている。

また、近年の令和元年東日本台風（台風第 19 号）や令和 2 年 7 月豪雨においても、多くの高齢者や障害者等が犠牲となったことを受けて、令和 3 年 5 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）ごとの個別避難計画作成が区市町村の努力義務となっている。

北区は、概ね東側半分が低地部であり、その低地部内に約 20 万人が居住している。近年、全国で甚大な水害被害が多発していることや、令和元年東日本台風（台風第 19 号）での荒川の水位上昇等の状況を踏まえると、区でも大規模水害が発生するリスクが十分にある。荒川氾濫を想定したハザードマップ（図 1）を確認すると、低地部で 5m 以上の浸水が想定される地域があり、他の河川の氾濫と比較しても、最も甚大な被害が想定されている。

そこで、「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（令和 2 年 3 月）（以下、「基本方針」という。）を策定し、区で起こりうる大規模水害の際の避難行動時のルールについて、区民と行政とで共通認識を図るための計画として公表した。区民を身体の特徴や状態により区分し、それぞれのグループごとの課題や避難行動および行政の支援方法の方向性を定めている。

基本方針では、できるだけ遠くの高台への避難を方針として掲げているが、区民の中には自力での高台避難が困難な方が存在する。そこで、この「北区大規模水害避難行動支援計画」（令和 4 年 12 月）（以下、「支援計画」という。）では、大規模水害時における要支援者の避難に関して必要な支援等を整理することにより、区民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指していく。

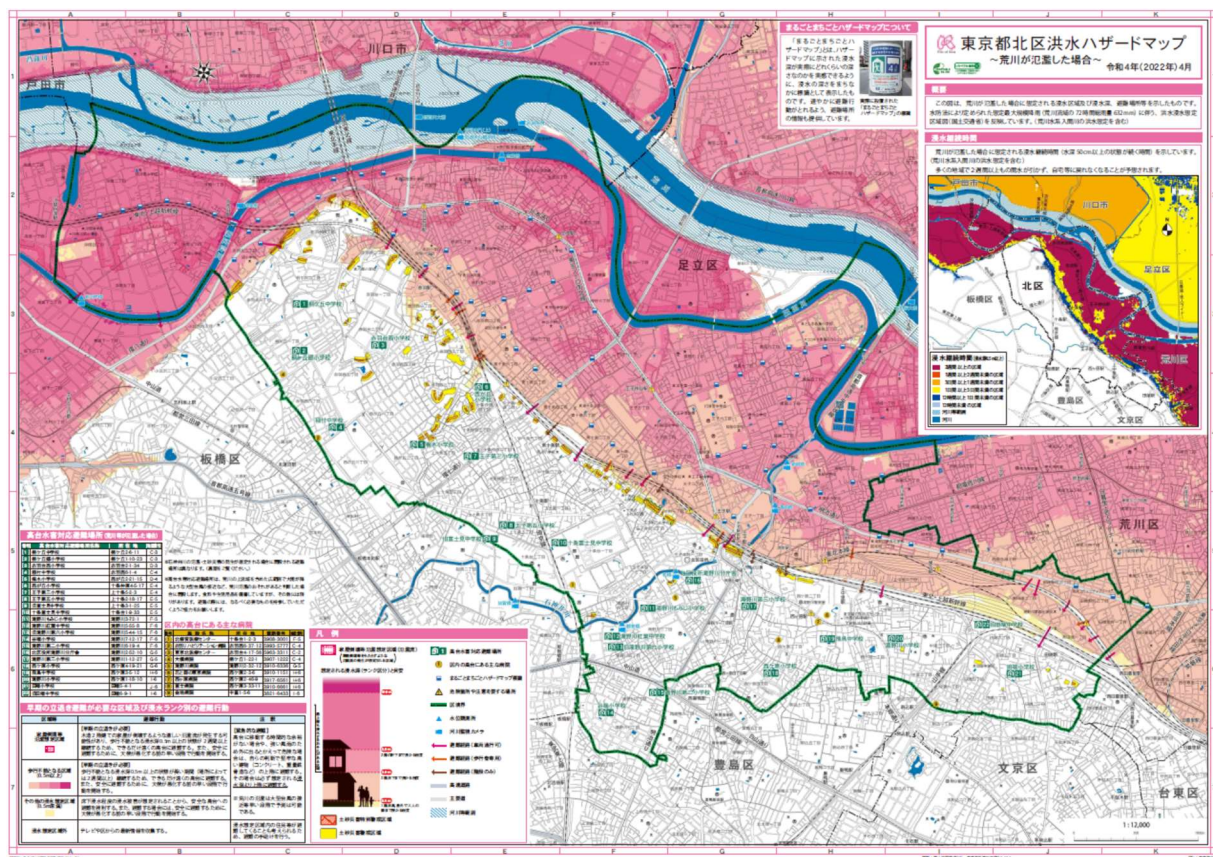


図 1 荒川が氾濫した場合を想定したハザードマップ（令和 4 年 4 月時点）

1.2. 支援計画の位置づけ

災害対策基本法の改正等を受け、内閣府は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、令和3年5月改定）を策定した。これは、区市町村が要支援者支援に関する事務等を行う際の参考となる考え方を示しているものであり、国を挙げて要支援者に対する防災体制の強化を進めている。

上記を踏まえ、北区地域防災計画や基本方針に基づき、要支援者や要配慮者利用施設の入所者といった避難支援の受け手側と、避難支援等関係者や福祉関係者、地域住民、行政関係者等といった避難支援の提供者側に対して、大規模水害時の避難支援に関する考え方等を示す計画とした。本計画は、北区地域防災計画や避難行動要支援者名簿のように法律等で作成が義務付けられているものではないが、「誰ひとり取り残されない避難」の実現に向けて作成したものである。

本計画の内容等を踏まえ、要支援者を含む要配慮者の避難に関する個別のかつ具体的な計画等（個別避難計画や避難確保計画など）の作成を促進し、避難の実効性を向上させることが必要である。

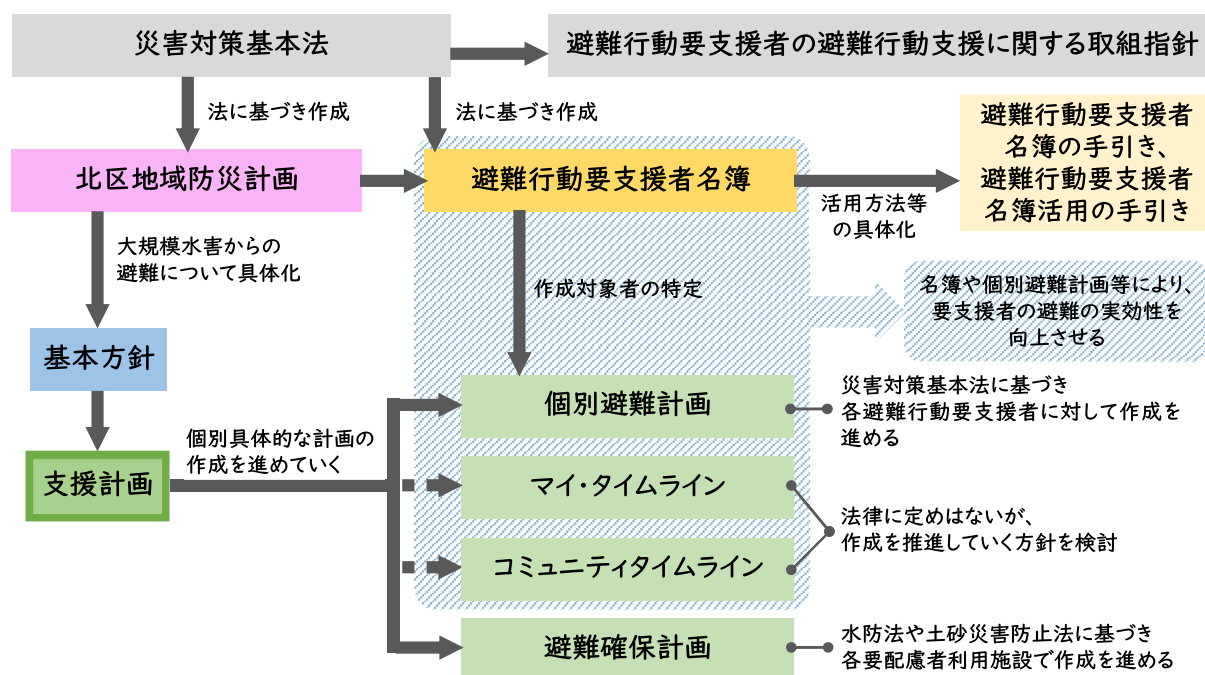


図2 支援計画および要支援者の関連計画等の位置づけ

また、支援計画は、平常時から大規模水害発生後数日～数週間（地域の浸水が概ね引く頃まで）を適用範囲とする。避難情報が解除された場合や、地域の浸水が引いた場合は、自宅が居住可能な程度の被害であれば帰宅できる。しかし、自宅が甚大な浸水被害を受けた場合は、避難先での生活の長期化や仮設住宅等への移転が発生し、支援計画に記載されている考え方のみでは対応が困難な場合が生じると想定される。

一般的に、大規模水害は出水期（6月～10月頃）に発生しやすいことが想定される。そのため、出水期ではない平常時に、大規模水害への備えをしておくことが大変重要である。

なお、新型コロナウイルス感染症など感染症法による措置が必要な感染症の流行期においては、別途示される対策等を踏まえ、方策を検討していく。

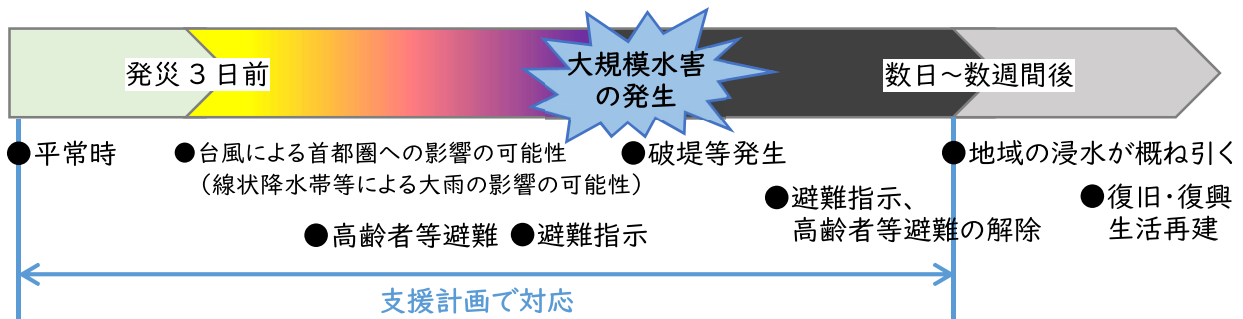


図 3 支援計画の適用範囲

1.3. 北区の基本的な避難行動の在り方

支援計画で要支援者の避難支援の在り方を示す以前に、区民が大規模水害時に取るべき基本的な避難行動の在り方等を示すものとして、基本方針を策定している。内容は、以下に示す 5 つの方針であり、区は区民への普及促進を図っている。詳細については、北区ホームページに公表されている「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を参照されたい。

基本方針1. 自立して避難しましょう。

- ①水害が起こりそうなときに自分自身がとるべき行動を整理した計画表を事前に作りましょう。計画表を作るときは、自分の家族や身近にいる頼れる人と一緒に考えることが大切です。
- ②自分の家族構成や家族の心身の状態、生活環境は自分がいちばんよく知っているはず。自分や家族を安全に避難させるための、「自分自身の逃げ方」を考えましょう。また、ペットの避難についても考えておきましょう。
- ③いつ避難すべきかを判断するための情報を入手する手段を知りましょう。

基本方針2. 災害を知りましょう

- ①想定できる最大の災害を考えて避難行動を計画しましょう。
- ②荒川が氾濫する可能性が高まるのはこういったときなのか知りましょう。
- ③台風が発生・接近してから荒川が氾濫してしまうまでの間にどのような被害が起きそうなのか、どの地域に逃げれば安全なのかを把握しましょう。

基本方針3. 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと逃げましょう。

- ①浸水のおそれのある低地にいる場合は、自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台へと避難してください。親族宅や知人宅など、自分で避難先を探す必要があります。
- ②マンションなどの上階への避難は危険です。高台へと移動する時間的な余裕がないとき以外は行わないようにしましょう。
- ③避難情報は、高齢者や要配慮者などの避難に時間がかかる区民を考慮して、早めに発令します。

基本方針 4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。

- ①水害による避難者の中には、徒歩での移動が困難で、自動車がないと避難できない人がいます。自動車が本当に必要な人のために、健康な方は、できるかぎり徒歩での避難をお願いします。
- ②多くの区民が一斉に自動車で避難すると、狭い道路や橋で交通渋滞が起こり、逃げ切れない人が出てくる可能性があります。
- ③高台まで避難できたとしても、駐車できるスペースには限りがあります。自動車を使用して避難する場合は、避難準備情報の発令よりも前に移動を開始し、できるだけ区外に避難してください。

基本方針 5. 誰ひとり取り残されないようにするために、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。

- ①浸水が想定される地域に、誰ひとり取り残されないようにするための第一歩として、まずは自力や家族の手助けだけでは避難することが難しい人がいることを知しましょう。
 - ②自力で避難することができる人は、自主的に広域へと避難しましょう。そのとき、周りに避難できずに困っている人がいないかを気遣い、可能な限り避難に協力しましょう。
- また、自力での避難が困難な人は、いざというときに助け合えるように、日頃から隣近所とのコミュニケーションを取っておきましょう。

北区からの宣言

北区は全庁をあげて支援を行います。

1. 4. 支援計画の対象者の範囲

令和4年1月時点の住民基本台帳によると、区における高齢化比率（人口に対して65歳以上の高齢者の占める割合）は約24.6%で、東京23区の中でも3番目に高い数値となっており、今後も高齢化の進行は懸念されるところである。

区では、高齢者や障害者を含む、発災前の備えや発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する方を要配慮者と定義している。こうした要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」と定義している。具体的には区が定める要件により、名簿の登録対象となる者とする。

要支援者に対して、発災時に声掛けや移動支援等の避難支援を行う避難支援等関係者や避難支援者においては、支援体制を強化していく必要がある。平常時からの要支援者との関係構築や、地域一体となった支援の実施に向けて、支援者側の連携を図っていくことが重要である。

(1) 被支援者側の対象者

① 要支援者

区における要支援者は、避難行動要支援者名簿の登録対象となる方である。名簿の登録対象者の範囲は、P.11「2.1(2)名簿の登録要件」に記載している。

本計画は、荒川氾濫等の大規模水害を想定した計画であるため、荒川の浸水想定区域内に居住する要支援者を対象とする。

② 要配慮者利用施設の入所者

区では、水防法に基づき、低地部に位置する浸水想定区域内の高齢者・障害者・児童福祉施設等を、要配慮者利用施設として北区地域防災計画に指定している。

要配慮者利用施設の入所者は、名簿の登録対象とはなっていないが、施設管理者等が作成する避難確保計画により大規模水害から避難できるよう、本計画にて考え方等を整理している。

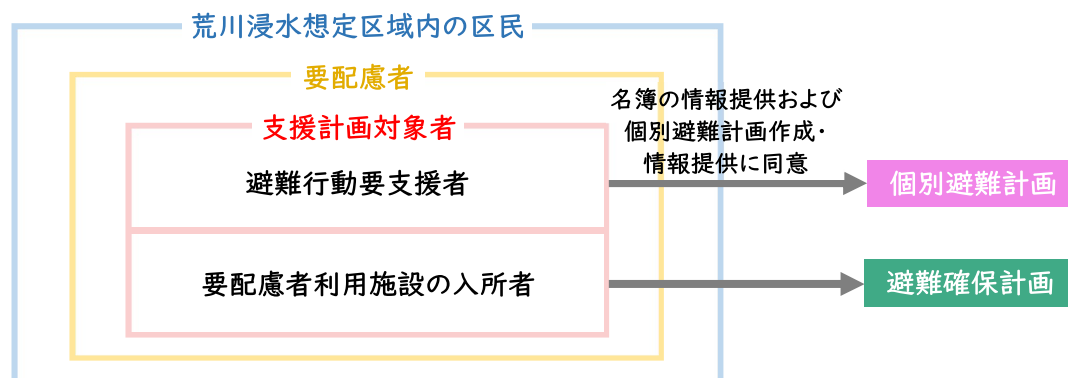


図4 被支援者側の支援計画対象範囲

(2) 支援者側の対象者

① 避難支援等関係者

北区地域防災計画では、「避難支援等関係者」(※)について、下記のとおり定めている。避難支援等関係者には、区から名簿情報を提供しているため、平常時および災害時の名簿に基づく声掛け等の支援を実施する。

- 警察署
- 消防署
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織(町会・自治会)
- 高齢者あんしんセンター

※避難支援等関係者とは

地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(災害対策基本法第49条の11第2項より)

② 避難支援者

区が期待する、発災または発災のおそれがある際に個別避難計画等に基づく避難支援を行う避難支援者は、以下を想定している。

- 要支援者の親族
- 要支援者に福祉や医療サービスを提供する者
- 高齢者あんしんセンター
- 民生委員・児童委員
- 自主防災組織(町会・自治会)
- その他、上記以外に要支援者の避難行動を支援できる者

③ 要配慮者利用施設の管理者や職員

北区地域防災計画に指定された要配慮者利用施設の施設管理者等は、避難確保計画を作成し、訓練を実施することで、洪水時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保しなければならない。

本計画においては、避難確保計画の作成や訓練の実施に関して、考え方等を整理している。(P.37「4. 要配慮者利用施設の避難確保計画について」に記載)

1.5. 支援計画を活用した避難行動要支援者等の支援

支援計画では、要支援者に対する名簿や個別避難計画等の作成と活用に関する考え方や、避難支援の考え方等を整理している。

支援計画を活用した要支援者の避難に関する計画作成や、支援等の実施イメージについて図 5 に示す。

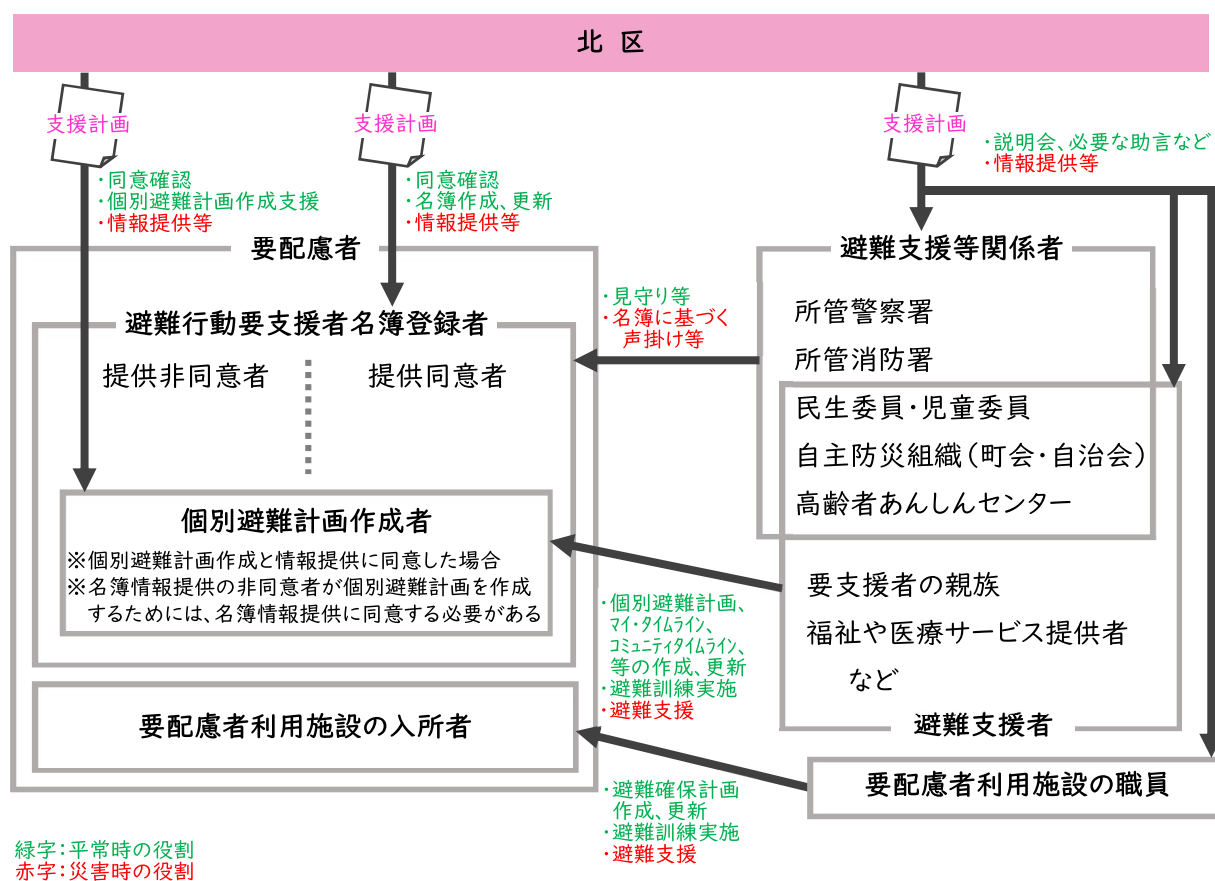


図 5 支援計画を活用した要支援者支援のイメージ

2. 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について

平成 23 年の東日本大震災を受け、平成 25 年の災害対策基本法改正において、災害発生時に自身の力では安全な場所に避難することが困難な方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成を区市町村の義務とした。

区では、平成 29 年度から「北区避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域づくりの一助として活用されるよう、避難支援等関係者に名簿情報を提供している。

名簿は、避難の支援、安否の確認、その他の要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎情報となるものである。台風のように、原因となる自然現象の発生から実際に被害が生じるまでに一定の時間的猶予がある場合は、発生のおそれがある段階で名簿情報に基づき、避難支援等関係者が声掛け等を行い、要支援者の避難行動を支援することが重要である。

今後は、名簿情報を基礎として、要支援者に対する個別避難計画の作成を順次進めることとしている。しかし、個別避難計画作成の同意が得られない場合や、作成途中などの理由で、個別避難計画が未作成な状態で災害に見舞われる可能性がある。そのような場合は、避難支援等関係者による名簿情報を活用した避難支援が行われるよう努める。

2.1. 避難行動要支援者名簿の作成

名簿の具体的な内容等については、「北区避難行動要支援者名簿の手引き」および「北区避難行動要支援者名簿活用の手引き」に記載している。

名簿作成に関する概要は、以下に示す。

(1) 名簿の種類

名簿は、平常時の名簿と災害時の名簿の 2 種類が存在する。

- 平常時の名簿

要支援者の所在の確認や見守りなどに活用するため、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方だけが掲載された名簿。

平常時に、区から避難支援等関係者（警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）（※）、民生委員・児童委員、高齢者あんしんセンター）に提供している。

- 災害時の名簿

名簿情報の提供に同意していない要支援者の方も含んだ名簿。

平常時は区が毎月データを更新して保管しており、災害発生時もしくは大規模な災害発生が懸念される際には、避難行動の支援や救助活動等のため、避難支援等関係者に提供できる。

※避難支援等関係者のうち、自主防災組織（町会・自治会）については、現状では希望した組織にのみ平常時の名簿を提供している。

(2) 名簿の登録要件

区では、名簿の登録要件を以下のとおり定めている。

①区が指定する登録者

（以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。）

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳（1・2級及び体幹の3級）の方
- (3) 愛の手帳（1・2度）の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、名簿登録を希望される方（①に該当する方は除く）

- (1) 75歳以上の単身世帯もしくは
75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

※特別養護老人ホームやグループホーム等に入所されている方は、対象者の所在が明らかであり、災害発生後についても当該施設内にて対応を図ることが可能なことから、名簿の登録対象者から除く。なお、要配慮者利用施設の入所者は、施設で作成する避難確保計画の対象者として、避難の確保を図ることとしている。

(3) 名簿の記載事項

名簿には、次の事項を掲載する。

北区避難行動要支援者名簿
【登録者本人データ】

〇〇町会

【緊急連絡先】

No. 1	氏名	〇〇 〇〇 (女)	住所	〇〇1丁目〇番地△号	氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	父
	地域振興室	王子	民生委員	000	高齢者あんしんセンター	〇〇〇	付番	00000000
	自主防	〇〇町会		生年月日	〇〇年 〇〇月 △△日	年齢	〇〇	FAX
	身障手帳	〇	受の手帳	—	精神手帳	—	電話(自宅)	〇〇-〇〇〇〇-△△△△
	要介護・要支援	—	難病	〇	75歳以上	〇	手帳等詳細	
同意する	特記事項	4				氏名		登録者との関係
	福祉サービス事業者等					電話(携帯)		FAX
	電話番号	(事業者番号)				住所		
	氏名	〇〇 〇〇 (男)	住所	〇〇1丁目〇番地△号	氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	成年後見人
	地域振興室	王子	民生委員	000	高齢者あんしんセンター	〇〇〇	付番	00000000
No. 2	自主防	〇〇町会		生年月日	〇〇年 〇〇月 △△日	年齢	〇〇	FAX
	身障手帳	〇	受の手帳	〇	精神手帳	〇	電話(自宅)	〇〇-〇〇〇〇-△△△△
	要介護・要支援	〇	難病	〇	75歳以上	〇	手帳等詳細	
	特記事項	リクライニング式車いす使用(介助者必要)				氏名		登録者との関係
	福祉サービス事業者等					電話(携帯)		FAX
電話番号	(事業者番号)				住所			

【各項目の概要】

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 緊急連絡先
- ④ 特記事項（車いすや白杖を使用しているなどの情報）

(4) 名簿の更新

要支援者の情報は、転入・転出・死亡等により、常に変化するものであるため、月に一度、区がデータ上での更新を実施している。

(5) 名簿の適正な管理

① 区の実施事項

区は、要支援者の個人情報を適正に管理する必要がある。情報漏えい防止措置として、区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

また、避難支援等関係者が名簿を受領した際には、受領書を区へ提出することとしている。その際、前年度に配付した名簿は回収する。なお、原本を複製した名簿については、その管理と廃棄の徹底を求める。

② 避難支援等関係者の実施事項

名簿情報が共有されている避難支援等関係者には、個人情報保護法に沿った名簿の取り扱いが求められる。具体的な運用については、避難行動要支援者名簿活用の手引きに以下のとおり定めている。

- 使用目的の範囲内で使用する
- 名簿を複製しない
- 原則、第三者に提供しない
- 許可されている人だけが取り扱えるようにする
- 家族の目に触れないように保管する
- 紛失防止を徹底する

2.2. 避難行動要支援者名簿の活用

(1) 平常時における名簿の活用

災害発生時等において円滑かつ迅速な避難支援の実施に結びつくよう、平常時の名簿は、年に一回避難支援等関係者に提供されている。

避難支援等関係者ごとの活用方法について、表 1 に示す内容を基本として、区は避難支援等関係者に対して平常時から名簿情報の活用を促す。

表 1 避難支援等関係者ごとの名簿活用方針（平常時）

平常時の活用方針	避難支援等関係者				
	警察署	消防署	自主防災組織 (町会・自治会)	民生委員・ 児童委員	高齢者あんしん センター
地域の要支援者の把握	○	○	○	○	○
顔の見える関係づくり			○	○	○
ハザードマップを用いた災害リスクの確認			○	○	○
大規模水害時の避難について事前の話し合い			○	○	○
避難時に持っていく物等の準備を促進			○	○	○
避難計画（個別避難計画やマイ・タイムライン） の作成について周知・協力			○	○	○
地域の防災訓練への参加の呼びかけ			○	○	○

(2) 災害時における名簿の活用

災害時の名簿は、災害対策基本法の規定により、「災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき」に、避難支援等関係者に提供できる。

避難支援等関係者ごとの活用方法について、表 2 に示す内容を基本として、大規模水害発生のおそれのある段階から大規模水害時に名簿情報を活用する。

表 2 避難支援等関係者ごとの名簿活用方針（大規模水害発生のおそれ～大規模水害時）

大規模水害発生のおそれ ～ 大規模水害時の活用方針	避難支援等関係者				
	警察署	消防署	自主防災組織 (町会・自治会)	民生委員・ 児童委員	高齢者あんしん センター
災害時名簿の受領	○	○	○	○	○
気象情報や避難情報の伝達			○	○	○
声掛けにより避難を促す	○	○	○	○	○
支援ニーズを確認する			○	○	○
可能な範囲で避難先における安否・避難状況の確認			○	○	○
避難先での見守り			○	○	○

2.3. 名簿の作成と活用に係る取組み

区は、避難行動要支援者名簿の作成と活用について、北区ホームページへの情報掲載や、チラシの作成および配布による広報を実施している。

現状の区の登録要件では、希望により名簿登録が可能な要件が存在するため、名簿制度について区民に広く周知し、避難に支援が必要な区民が漏れなく名簿に登録されることが重要である。

2.4. 今後の課題

大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿の作成や活用に係る今後の課題を、表 3 に整理する。

表 3 避難行動要支援者名簿の作成や活用に係る今後の課題

分類	今後の課題
名簿の作成	・高齢者単身世帯等の中には、家族・地域社会との交流が客観的に著しく乏しい状態である「社会的孤立」に陥るリスクが高い方がいる。加えて、介護保険や生活保護といった行政サービスを利用していない区民を行政が把握することは困難であるが、社会的孤立者の中にも要支援者が存在する可能性がある。 ・社会的孤立者についても、周囲からの見守り活動の中で、避難行動に支援を要すると判断された場合、名簿制度の周知と登録促進ができるような運用の検討が必要である。
名簿の活用	・避難支援等関係者に対して、名簿の活用方法についての理解促進を継続的に図っていく必要がある。 ・現状は、希望する町会・自治会にのみ提供している平常時の名簿について、全ての町会・自治会に対して提供して運用する方針とするか、町会・自治会の実情等も踏まえながら今後検討する。 ・災害時の名簿の提供方法が定まっていない。 ・特に、個別避難計画を作成しないもしくは作成途中等の理由で個別避難計画が存在せず、災害時名簿のみに登録されている要支援者への避難支援ができるよう、災害時名簿の運用方法についての検討が必要である。 ・個別避難計画の作成優先度や、作成状況を名簿に反映し、避難支援等関係者に情報提供する運用を検討する必要がある。 ・名簿の作成および更新から名簿の活用まで、全般に関して DX（※）を推進し、区および避難支援等関係者における運用のしやすさの向上を図る必要がある。
名簿制度等の周知	・名簿制度の内容等については、区が実施している広報のほか、周囲にいる身近な者から周知することで、理解促進を図ることが有効と考えられる。 ・区が指定する要件に該当しないが避難行動に支援が必要（希望登録が望ましい）な方への名簿制度の説明、平常時の情報提供に同意していない方へ同意の重要性の説明、以前に名簿登録を断った方への継続的な声掛け等を、身近な者（家族、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉サービス等提供者など）から

分類	今後の課題
	実施する仕組みが必要である。 ・要支援者や要支援者になりうる方の身近な者（家族、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉や医療サービス提供者など）に対して、名簿登録および平常時の情報提供の同意の意義と重要性、あわせて個別避難計画作成による避難支援等について、説明会の開催や資料提供等で理解促進を図っていく必要がある。

※DX とは

デジタル・トランスフォーメーションの略称。デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの。

3. 大規模水害を想定した個別避難計画について

令和元年東日本台風（台風第 19 号）等による災害を受け、内閣府の中央防災会議のワーキンググループ等で、高齢者等の避難の在り方について議論が行われ、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難の在り方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月）が取りまとめられた。これにより、名簿および個別避難計画の制度面における改善の方向性が示された。

これらを踏まえ、令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正において、要支援者ごとの個別避難計画の作成は区市町村の努力義務とされた。

個別避難計画は、要支援者に対して、「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置」を実施するために作成されるものである。今後は、個別避難計画を用いることで、あらかじめ決めた避難支援者による避難支援を行うなど、より避難の実効性を高めていくことが重要である。

3.1. 個別避難計画に係る全体方針

要支援者に対して個別避難計画の作成を進めるにあたり、計画の作成から提供や更新までの全体像について、図 6 に示すフロー図にて手順等を整理した。この取組みは、複数年に渡って実施していく必要があるため、想定されるスケジュールを表 4 に示す。

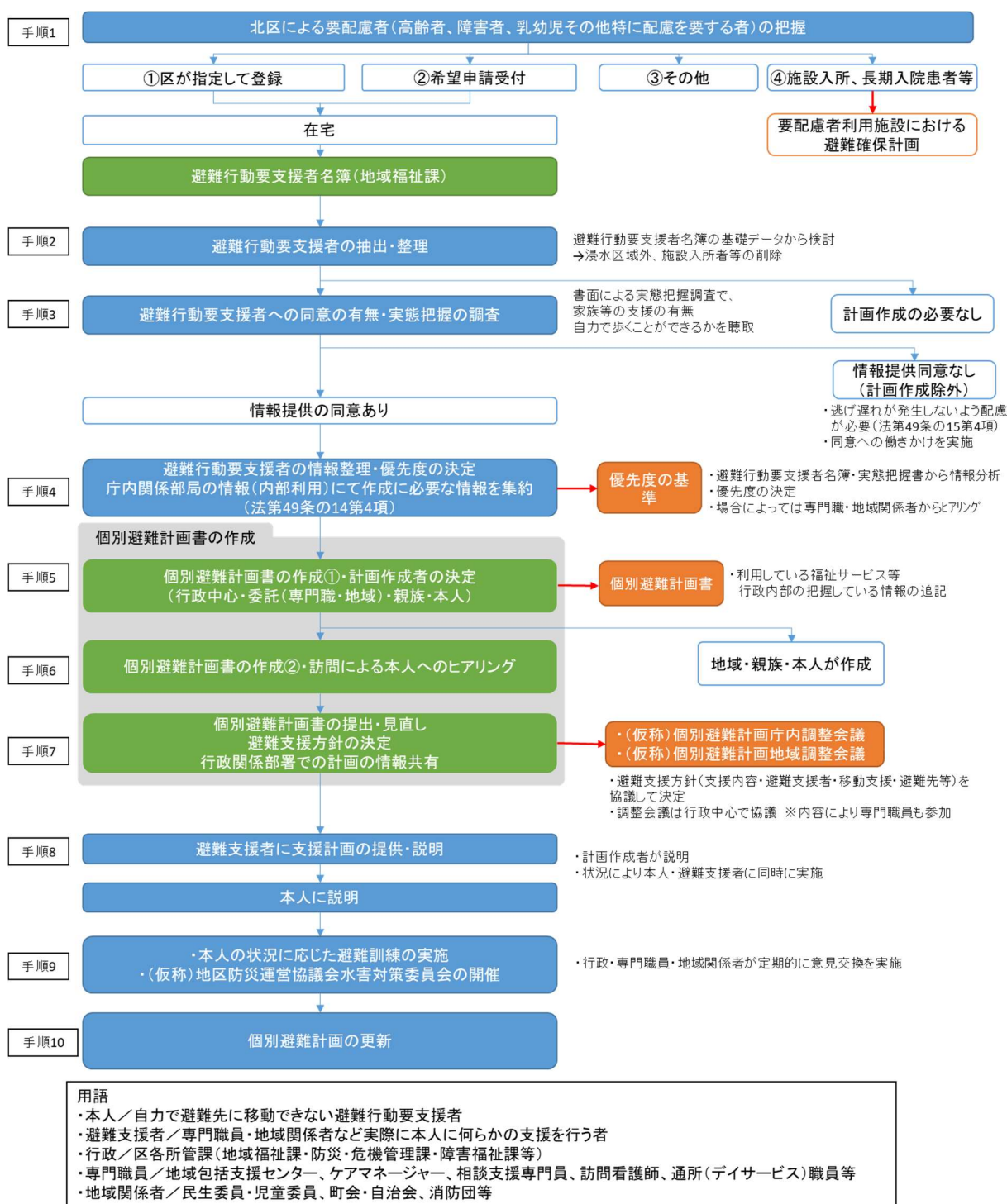


図 6 個別避難計画作成・活用フロー

表 4 個別避難計画作成において想定されるスケジュール

No	項目	個別避難計画の作成・活用フロー手順	主体	令和 5 年度		令和 6 年度以降	
				前期	後期	前期	後期
1	要配慮者の把握、避難行動要支援者の抽出・整理	手順 1・2	地域福祉課 (協力:防災・危機管理課)				
2	避難行動要支援者への同意の有無・実態把握の調査	手順 3	地域福祉課 (協力:防災・危機管理課)				
3	避難行動要支援者の情報整理・優先度の決定	手順 4	地域福祉課 (協力:防災・危機管理課)				
4	計画作成者への説明・研修 (福祉・医療関係者等)	—	地域福祉課 (協力:防災・危機管理課)				
5	避難支援者への説明 (自主防災組織・地域住民等)	—	地域福祉課 (協力:防災・危機管理課)				
6	個別避難計画の作成 【優先度 A】	手順 5~8	行政職員 (協力:福祉専門職)				
7	個別避難計画の作成 【優先度 B】		福祉専門職 (協力:行政職員、支援サービス提供者)				
8	避難支援者に支援計画の提供・説明 本人への説明		計画作成者				
9	当面は地域や家族でマイ・タイムラインを作成【優先度 C・D】	—	町会・自治会、民生委員・児童委員、家族				
10	個別避難計画の更新	手順 10	計画作成者				
11	個別避難計画作成対象者の見直し	—	※No1~3 と同様				
12	新規計画作成者への説明・研修	—	※No4~5 と同様				
13	新規対象者の個別避難計画の作成 【優先度 A・B】	—	※No6~9 と同様				

3.2. 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画作成の対象

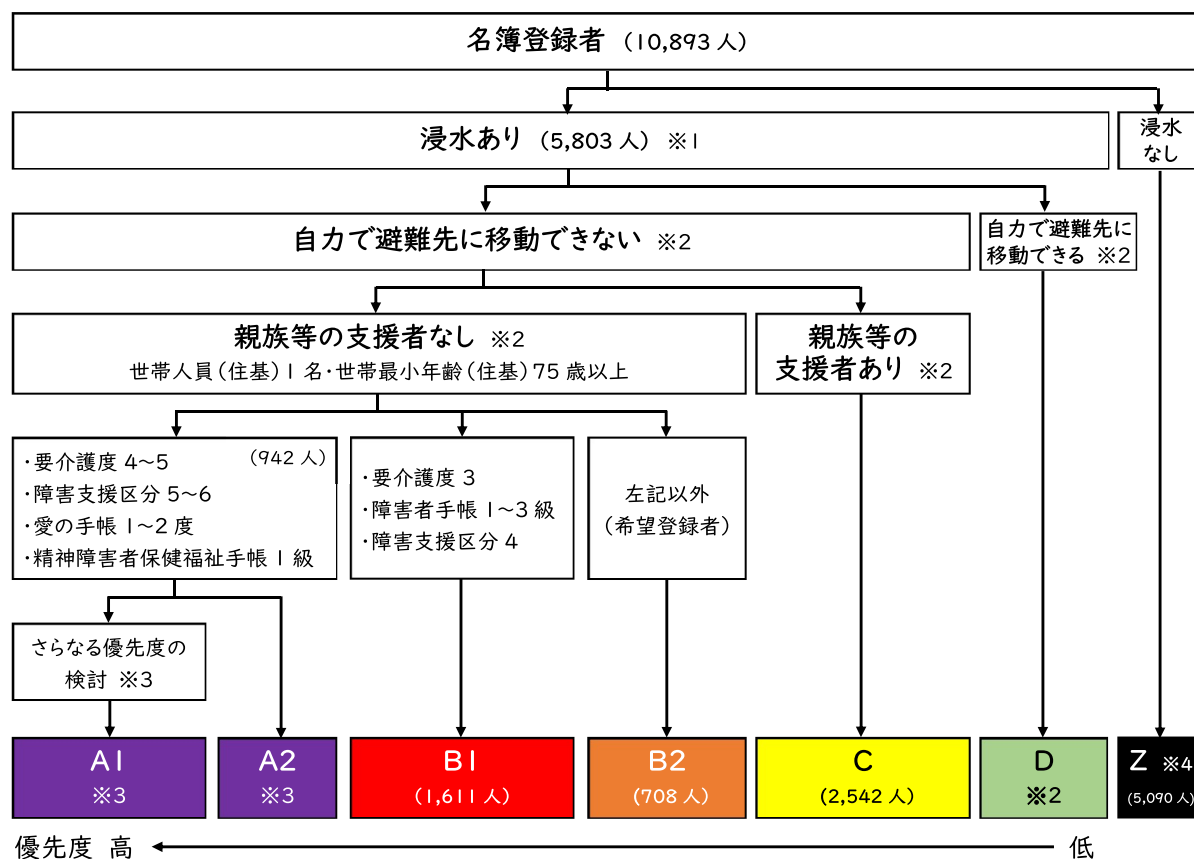
荒川の浸水想定区域内に居住する全ての名簿登録者について、名簿の情報提供、個別避難計画の作成、個別避難計画の情報提供、これら 3 点の同意を得た方を個別避難計画作成の対象とする。

(2) 個別避難計画作成の優先度

① 優先度の考え方

なるべく早期に個別避難計画の作成を進めるためには、地域の浸水の危険性や、要支援者の状況や必要な支援の程度により、要支援者の中における優先度を整理し、優先度が高い者から個別避難計画の作成を進める方針とする。

区の要支援者における優先度の考え方は、図 7 に示す。



※1 手順 2 の段階で行政内部データにより分類

※2 手順 3 の段階で実態把握調査により分類

※3 優先度 A の人数が多い場合が想定されるため、優先度の細分化を検討

※4 避難行動要支援者ではあるが、本計画における個別避難計画の作成対象者からは除外

記載の人数は参考である。令和 3 年 11 月時点の名簿情報より

図 7 個別避難計画作成の優先度の考え方

② 優先度ごとの個別避難計画作成方針

図 7 の優先度に該当する要支援者の特徴および個別避難計画の作成方針について、表 5 に示す。

表 5 優先度ごとの計画作成方針

優先度	特徴	計画作成方針
A	浸水あり・自力移動不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分5～6 ・愛の手帳 1～2度 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	・移動支援の手段について必ず検討する。 ・避難先について、縁故避難等や通常の避難所以外の避難先（福祉避難所や関係している医療機関等）も検討する。
B1	浸水あり・自力移動不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 3 ・障害者手帳1～3級 ・障害支援区分 4	・自力での移動について検討する。難しい場合は、移動支援の手段について検討する。 ・福祉避難所やその他の避難先（縁故避難やホテルなど）への避難を検討する。
B2	浸水あり・自力移動不可・支援者なし。 A および B1 に該当しない方。（希望登録者）	・ヒアリング内容によって計画作成方針を決定する。
C	浸水あり・自力移動不可・家族等の支援者あり。	・当面は地域や家族での支援に基づきマイ・タイムラインの作成をもって個別避難計画を代替する。
D	浸水あり・自力移動可能。	

③ 優先度ごとの個別避難計画作成担当者

個別避難計画作成の優先度に応じて、計画作成者となりうる可能性のある者の考え方について、表 6 に示す。

優先度 A もしくは B の方については、行政職員や福祉専門職員、医療関係者等を中心として個別避難計画の作成を行う。優先度 C もしくは D の方については、避難支援等関係者によるマイ・タイムライン作成支援や、家族内でマイ・タイムラインを作成する。（※）

なお、表 6 に示す計画作成者でなくとも、要支援者の状況と必要な避難行動等を理解し、要支援者とともに計画を作成できる者であれば問題ない。

表 6 優先度ごとの計画作成担当者

計画作成者		行政職員	福祉専門職		支援サービス提供者			医療関係者		避難支援等関係者			要支援者の家族	要支援者本人
			居宅介護支援事業所 【ケアマネジャー】	相談支援事業所 【相談支援専門員】	介護サービス提供事業者	通所介護事業所	障害福祉サービス提供事業所	訪問看護ステーション	医療関係者	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生委員・児童委員		
優先度	優先度 A	高	中	中	低	低	低	中	低					
	優先度 B	中	高	高	中	中	中	中	低	低				
	優先度 C		低	低	低	低	低			高	中	中	高	
	優先度 D									中	高	高	高	高

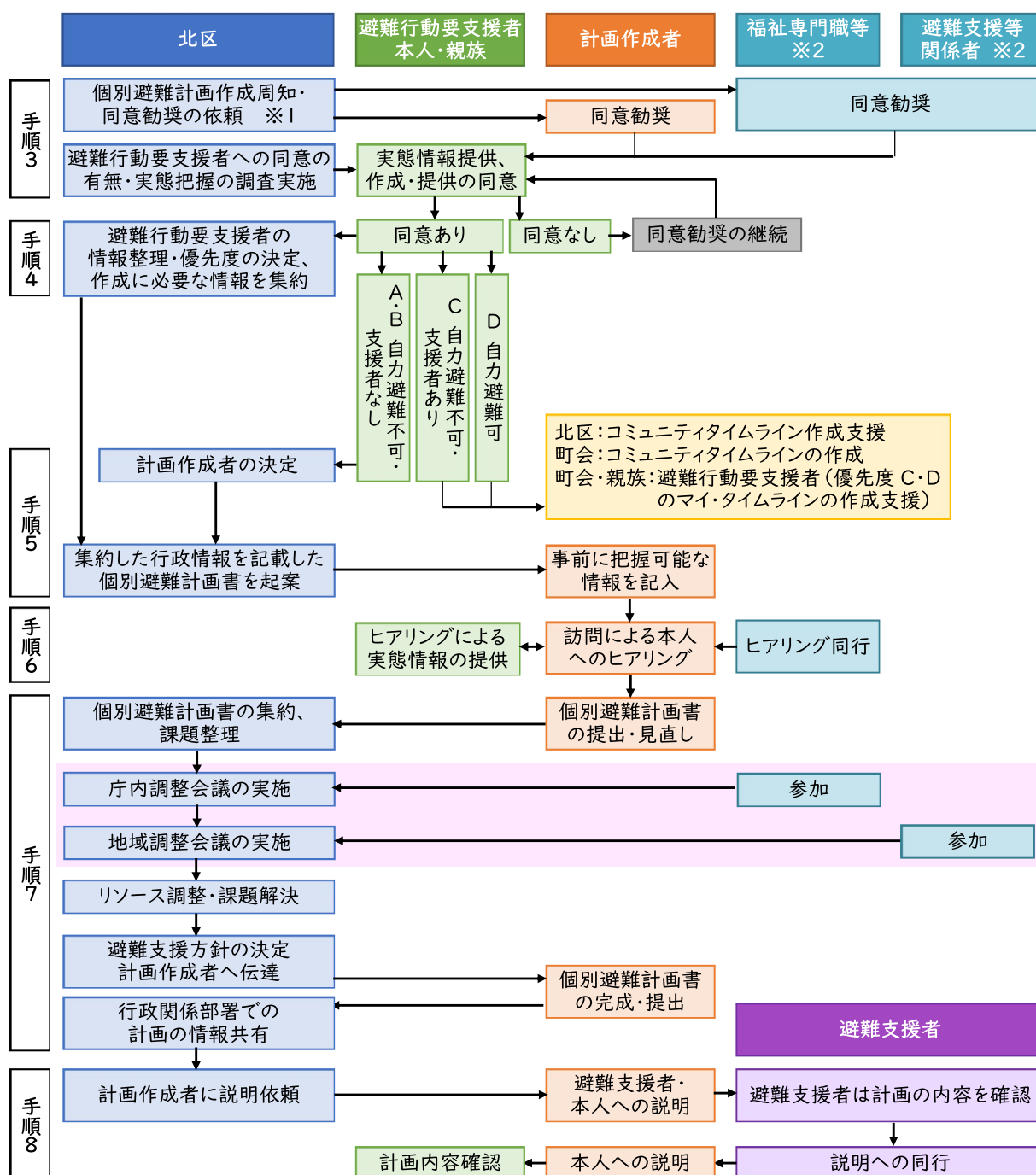
【凡例】

高・中・低 → 計画の作成者となりうる可能性を示す

※優先度 C または D の要支援者に対しては、当面は地域や家族の支援に基づき、マイ・タイムラインの作成をもって個別避難計画を代替する。

(3) 個別避難計画書の作成方法

個別避難計画書の作成について、図 6 (P. 18) の手順 3～8 の詳細な流れを、図 8 に示す。



※1 福祉専門職等、避難支援等関係者へ幅広く周知する
 ※2 計画作成者や避難支援者を兼ねる場合も想定される

図 8 個別避難計画書の作成の流れ

① 要支援者への同意の有無・実態把握の調査実施（図 6 手順 3）

全ての名簿登録者に対して、以下の項目に関する調査を実施する。

- 個別避難計画作成の同意の確認（※1）
- 自力で避難先に移動できるか（避難能力の有無（※2））
- 避難支援者の有無

※1 個別避難計画を作成するためには、以下の 3 点全てに同意する必要がある。

- ・名簿の情報提供
- ・個別避難計画の作成
- ・個別避難計画の情報提供

※2 要支援者個人の避難能力の有無（逐条解説災害対策基本法＜第三次改訂版＞、P. 313 より）

- ・警報や避難指示等の災害関連情報の取得能力
- ・避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ・避難行動を取る上で必要な身体能力

調査実施時には、個別避難計画の必要性をわかりやすく伝えとともに、できる限り多くの対象者に作成および情報提供の同意を得るため、調査実施前に、福祉専門職、避難支援等関係者への周知を行い、同意勧奨の協力を依頼する。

同意が得られない場合は、計画作成の対象外となるが、引き続き個別避難計画の作成同意が得られるよう同意勧奨を継続するとともに、逃げ遅れが発生しないよう名簿を活用した避難支援を実施するなど、必要な配慮を行う。（災害対策基本法第 49 条の 15 第 4 項）

なお、要支援者自身の状態や支援者の有無等の状況によっては、直ちに個別避難計画の作成支援を行うことが難しい場合があるため、自身や家庭内でのマイ・タイムライン作成を推奨し、当面は個別避難計画の代替とする可能性がある。

② 要支援者の情報整理・優先度の決定作成に必要な情報を集約（図 6 手順 4）

実態把握の調査実施の結果より、同意が得られた方の情報を集約し、優先度を決定する。

優先度 C または D の要支援者に対しては、当面は地域や親族の支援に基づきマイ・タイムラインの作成をもって個別避難計画を代替する。そのほか、区は町会・自治会でのコミュニティタイムライン作成を支援し、低地部の町会・自治会は地域のコミュニティタイムラインを作成する。

優先度 A または B と決定された方については、次の手順を実施して、個別避難計画を作成する。

③ 計画作成者の決定（図 6 手順 5）

優先度に応じて、区が中心となり、計画作成者と調整のうえ決定する。

区が個別避難計画書を起案し、行政が把握している情報等を集約したうえで、計画作成者に共有する。計画作成者は、事前に把握できる情報を記入しておく。

④ 訪問による本人へのヒアリング（図 6 手順 6）

要支援者と具体的な訪問日を調整する。要支援者を訪問し、計画作成の趣旨等を説明したうえで、個別避難計画書の内容に沿って聞き取り調査を行う。

優先度 A の場合、必要に応じて、福祉専門職もヒアリングに同行する。

⑤ 個別避難計画書の提出・見直し（図 6 手順 7）

計画作成者は、個別避難計画書を区の担当者へ提出する。必要に応じて見直しを行う。

⑥ 避難支援方針の決定（図 6 手順 7）

区は、計画作成者より提出された個別避難計画書を集約し、課題を整理した上で、庁内調整会議・地域調整会議にて、リソース調整・課題解決を行い、避難支援方針を決定する。決定した内容を個別に計画作成者に伝達する。

計画作成者は、決定した避難支援方針等を個別避難計画書にとりまとめて完成させ、区へ提出する。

・（仮称）個別避難計画庁内調整会議

区の庁内の関係部署が中心となり、必要に応じて福祉専門職を交えて、定期的に庁内調整会議を実施する。

個別避難計画庁内調整会議は、計画作成者から提出された個別避難計画書に基づいて、支援内容、避難支援者、避難先、移動手段等の避難支援方針のリソースの調整を図るとともに、避難支援に係る課題を解決し、実効性のある避難支援方針を決定することを目的とする。

実効性のある避難支援方針を決定するため、庁内調整会議実施前に、計画作成者から提出された個別避難計画について、支援ニーズや避難先、移動手段等の集約を図り、不足するリソースや課題などを整理する。

・（仮称）個別避難計画地域調整会議

庁内調整会議で避難支援方針の調整が困難な場合は、区と地域の避難支援等関係者を交えて、地域調整会議を実施する。

個別避難計画地域調整会議は、計画作成者から提出された個別避難計画書を地域単位で集約し、支援内容、避難支援者、避難先、移動手段等の避難支援方針のリソースの調整を図るとともに、避難支援に係る課題を解決し、実効性のある避難支援方針を決定することを目的とする。

⑦ 行政関係部署での計画の情報共有（図 6 手順 7）

地域調整会議の結果を踏まえて、計画作成者が作成した個別避難計画を、行政関係部署で情報共有する。

⑧ 支援計画者・本人への説明（図 6 手順 8）

計画作成者は、完成した個別避難計画に基づき、避難支援者および本人へ説明を行う。状況により、本人・避難支援者に同時に説明を行う。

※図 6 手順 8 までを実施し、個別避難計画を作成した後は、地域ごとに（仮称）地区防災運営協議会水害対策委員会（図 6 手順 9）を開催し、区、避難支援等関係者、福祉関係者等による情報共有の場を設ける。そこで、要支援者の状況変化に伴う計画の更新状況や、訓練の実施状況、名簿登録者ではないが要支援者に該当する可能性のある区民の情報などについて、関係者で共有する。

(4) 個別避難計画書の記載事項と考え方

① 個別避難計画書

個別避難計画書の内容は、以下のとおりである。なお、個別避難計画書のひな型は参考資料に示す。

- 本人データ
 - ・ 氏名、年齢、性別、住所などの基本情報
 - ・ 該当する名簿登録要件
 - ・ 緊急連絡先
 - ・ 住居情報
 - ・ 利用中の福祉サービス、かかりつけ医
- 避難支援方針
 - ・ 避難行動と必要な支援に関する事項
 - ・ 避難する際に必要な持ち物
- 避難支援者一覧
 - ・ 支援項目ごとの避難支援者
- 支援に必要な情報
 - ・ 身体的な留意事項
 - ・ 情報入手に関する留意事項
 - ・ 避難タイミングの判断に関する留意事項
 - ・ 避難準備に関する留意事項
 - ・ 移動に関する留意事項
 - ・ 避難先での生活に関する留意事項
- 計画の更新状況
 - ・ 計画を更新した日付、記入者、更新した内容

② 避難方法と避難支援者の設定の考え方

要支援者への聞き取り内容から想定される避難支援ニーズ、想定される避難先、移動手段の条件に基づき、声掛け支援、避難準備支援、移動支援（同行含む）についてそれぞれ避難支援者を決定する。

区が最も推奨する避難方針はできるだけ高台への避難であり、区が開設する避難場所の他に、縁故避難や宿泊施設等への避難も考えられる。縁故避難においては、親族等を支援者とすることを基本として検討する。

親族の支援が受けられない場合や、親族だけでは避難が困難な場合は、個別避難計画庁内調整会議や地域調整会議において、福祉専門職・支援サービス提供者・医療関係者・地域住民などと調整して、支援者・支援機関を決定する。その際は、要支援者の状態に応じた避難方法を実行できる者を避難支援者に設定することが重要である。

なお、支援の実効性向上のため、基本的に主として支援を担う支援者・支援機関のほか、複数の支援者・支援機関の候補を検討する。

ただし、個別避難計画で避難支援者となった者は、要支援者の支援に関して法的な責任や義務を負うものではなく、避難支援者自身の安全確保が第一である。

(P. 52 「6. 1 (4) 避難支援者等の安全確保の措置」に記載)

表 7 避難方法と避難支援者の設定イメージ

避難方法	避難支援者(例)
付添いがあれば徒歩での避難が可能	親族
自家用車での避難が可能	
付添いがあれば徒歩での避難が可能(親族による支援不可)	地域住民、福祉専門職、支援サービス提供者 など
付添いがあれば普通車での避難が可能(親族による支援不可)	
車いすのまま乗ることができる福祉車両等での避難	福祉専門職、支援サービス提供者、医療サービス提供者 など
ストレッチャーが乗る車両での避難	

③ 避難支援の内容

要支援者の状態や家庭の状況等に応じて、必要な避難支援は異なる。個別避難計画を作成する際は、表 8 を参考に、当該要支援者に必要な支援内容を検討する。

表 8 避難支援者による支援内容（例）

支援項目	支援内容
声掛け支援	台風が接近したら区から発表される避難場所開設情報や避難情報を伝達し、早期の避難を促す。
避難準備支援	区から情報を得たら、本人宅に行き、避難の際に必要な物資や医療器具等をまとめることを手伝う。
移動同行支援	避難する際に車両に同行し、乗降等の介助を行う。
避難先での支援	避難先に到着後、避難生活を送るにあたって必要な情報を避難先の運営者等と共有や引き継ぎを行う。 もしくは、個別避難計画の情報に基づき、避難先での避難生活を支援する。

④ 支援内容と役割分担

図 7 に示した個別避難計画作成の優先度ごとに、想定される身体的特徴と必要な支援内容、避難支援を担当する実施者の基本的な役割分担は、以下のように想定する。

表 9 避難支援者が実施すべき優先度ごとの基本的な支援内容と役割分担

計画作成優先度の目安	想定される身体的状況の内容	要支援者に 福祉や医療のサービスを提供する者						高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生委員・児童委員
		支援サービス 提供者		医療関係者		福祉専門職				
		介護サービス提供事業者	障害福祉サービス 提供事業者	訪問看護ステーション	ソーシャルワーカー	居宅介護支援事務所 【ケアマネジャー】	相談支援事務所 【相談支援専門員】			
AI (最優先)	特別な身体的ケア等が必要	声、準、移、避						声、準、移α		
AI	車いすでの移動が不可、普通乗用車の乗車が不可	声、準、移、避				声、準、移		声、準、移α		
AI～A2	車いす・普通乗用車での移動が可	声、準、移α、避				声、準、移α		声、準、移α	(声、準、移)	
BI	誰かの誘導があれば自力での移動が可							声、準、移α	(声、準、移)	声、準
BI	声掛け支援と避難準備手伝いがあれば、単独での移動が可					声、準		声、準、移α	(声)	声、準
B2	声掛け支援だけあれば単独での移動が可							声、準、移α	(声)	声

【支援内容の凡例】
 声 ⇒ 声掛け支援
 準 ⇒ 避難準備支援
 移 ⇒ 移動同行支援
 移α ⇒ タクシー等に乗車するところを見届ける
 避 ⇒ 避難先での支援
 ピンク塗 ⇒ 避難・支援状況のとりまとめ

※支援者は、要支援者本人との関係性や、支援者が支援できるか検討したうえで決定する。
 ※高齢者あんしんセンターは、要支援者や地域の避難支援者も含めて避難に関する声掛け、連絡調整等の担当を担うことを想定する。

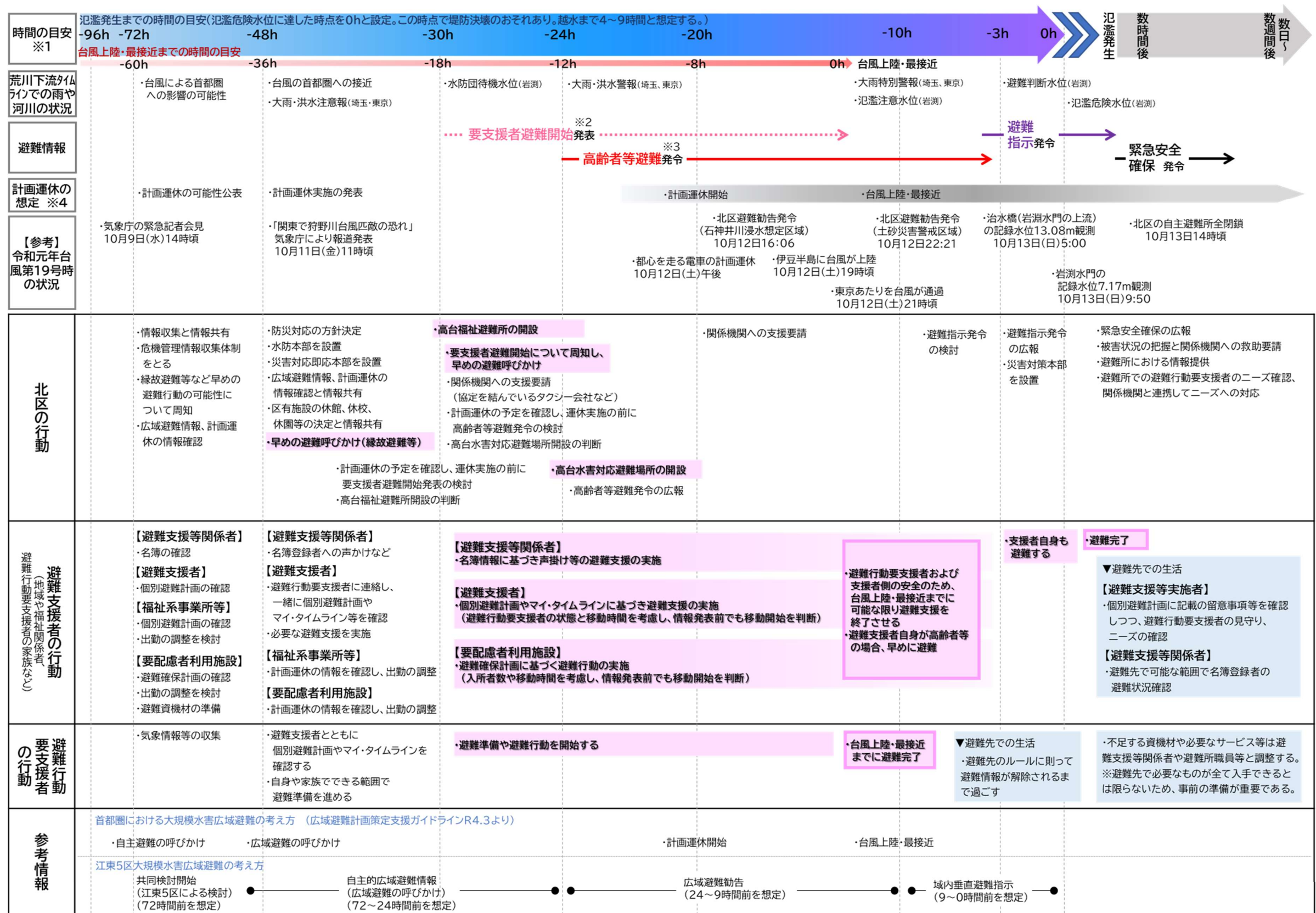
⑤ 避難行動や支援のタイミングの考え方

荒川氾濫が想定されるような台風等による大雨の際の、避難行動や避難情報発令のタイミングについて、想定されるタイムラインを図 9 のとおり示す。避難支援等関係者や避難支援者は、自身が支援する要支援者の状態や、避難先までの移動時間を考慮したうえで、気象情報や区が発令する避難情報等を参考にして避難行動の実施を判断する。

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）、令和 4 年 9 月更新）が示す 5 段階の警戒レベルに基づき、区は高齢者等避難（警戒レベル 3 相当）、避難指示（警戒レベル 4 相当）、緊急安全確保（警戒レベル 5 相当）の情報を発令する。また、区独自の取組みとして、高齢者等避難より前に、避難に時間のかかる優先度 A・B の要支援者や要配慮者利用施設入所者の早期避難を促す「要支援者避難開始」に関する情報を発表することとしている。なお、避難情報の発令が夜中になることが予想される場合などは、区の判断により早めに発令するなど、柔軟な運用が求められる。

北区避難支援タイムラインで示す「氾濫発生までの時間の目安」等の時間表記や、気象情報や避難情報発表のタイミングは、あくまで想定される目安であり、示されている時間通りの状況とはならない可能性があることに留意が必要である。

なお、この北区避難支援タイムラインは、ある程度事前に予測できる台風の接近を想定して時間軸等を示したタイムラインである。しかし、近年は線状降水帯等の台風以外の大雨被害も生じていることから、台風以外の大雨時にも、区が気象や水位の状況から判断して発令する避難情報を参考に、要支援者やその関係者等は避難行動を実施する必要がある。気象庁は、線状降水帯が予想される場合、大雨の半日程度前からの呼びかけをすることとなっており、台風を想定した北区避難支援タイムラインで示す時間軸より短い時間で対応する必要性が生じる可能性があることに留意が必要である。



※1 このタイムラインが示す時間軸と雨や河川の状態の関係、避難情報発表のタイミング等は、あくまで目安であり、実際の気象状況等によっては異なる状況となる可能性がある。
 ※2 避難に時間のかかる優先度A・Bの避難行動要支援者および要配慮者利用施設の入所者などから早期の避難行動を開始する。
 ※3 区は、高齢者等避難の発令について、計画運休の情報を踏まえてタイミングを検討する。
 ※4 計画運休の想定は、首都圏における広域避難の考え方(広域避難計画策定支援ガイドライン(R4.3)、首都圏における大規模水害広域避難検討会)と合わせて設定している。

図 9 北区避難支援タイムライン

⑥ 移動支援の考え方

避難先への移動に車両が必要な場合などは、個別避難計画を作成する際に移動手段の確保について検討する必要がある。移動手段の候補としては、以下のような手段が考えられる。区は、発災時の輸送手段を調査し、円滑に活用するために、事業者等との協定を踏まえた協議を行い、運用の仕組みを構築する。

- 民間救急サービス
- 介護タクシー
- 通常のタクシー
- バス
- 福祉有償運送
- 福祉施設等の保有している車両

⑦ 避難先の考え方

区では、基本方針に記載のとおり、「自宅にはとどまらず、できるだけ遠くの高台へ避難する」ことを基本的な考え方とし、大規模水害時に開設される避難場所を予め指定している。また、個別避難計画作成対象者の避難先として、福祉避難所を定めている。ただし、専門的な支援が可能な福祉避難所のスペースは限られているため、親戚知人宅や宿泊施設等を優先とするなど、要支援者の状況に応じた避難先を設定するものとする。避難先の設定の考え方について、表 10 に示す。

要支援者の状況等により、高台の避難先への移動ができない場合など、やむを得ない場合には自宅上階等への避難も考えられる。しかし、浸水しない居室があること、家屋倒壊等氾濫想定区域外であること、浸水継続時間が 7 日未満であること、などの条件を満たす必要がある。

なお、基本的な避難先として設定した避難先に避難できない状況が生じる可能性を考慮して、複数の避難先の候補を検討することが重要な考え方である。

表 10 避難先の設定の考え方

想定される避難先	備考
親戚知人宅・ホテル等（車中泊）	・親戚や知人等の支援を受けられる場合
福祉避難室 ※高台の小中学校	・特別な配慮が必要ではなく、親族等による介助により避難生活が可能な方 ・他の避難者と居室を分けることで避難可能な方
福祉避難所（通所型）	・特別な配慮が必要な方 ・福祉避難室での避難生活が困難と想定される方（精神的に不安定、周囲への影響が大きい 等）
福祉避難所（介護型）	
福祉避難所（補完型）	
福祉避難所（準補完型）	
医療機関	・医療的な対応が必要で、福祉避難所等での避難生活では危険が生じる可能性のある重度の方

(5) 個別避難計画の更新

平常時の見守りや訓練の実施等により、要支援者の状態変化が認められる場合や、個別避難計画に記載した避難先や誘導方法等に修正の必要が生じた場合は、要支援者および避難支援者で個別避難計画を更新する。計画を更新した場合は、要支援者および避難支援者双方で常に最新の計画を所持するとともに、区へ提出する。

(6) 個別避難計画の適正な管理

① 区の実施事項

区は、要支援者の個人情報を適正に管理する必要があることから、区の個人情報保護条例に基づき厳重に管理する。

② 避難支援者の実施事項

個別避難計画が共有されている避難支援者には、個人情報保護法に沿った計画の取り扱いが求められる。具体的な運用については、以下のとおり示す。

- 使用目的の範囲内で使用する
- 複製しない
- 原則、第三者に提供しない
- 許可されている人だけが取り扱えるようにする
- 家族の目に触れないように保管する
- 紛失防止を徹底する

3.3. 個別避難計画の活用

(1) 個別避難計画の共有

作成した個別避難計画は、区、要支援者自身、避難支援等関係者、個別避難計画に記載されている避難支援者で共有する。

印刷物での共有は最も基本的な方法である。実際の災害時に避難支援者が個別避難計画を持参できない状況を想定して、要支援者の自宅内における個別避難計画の保管場所は、避難支援者にも共有しておくことが望ましい。区から配布された「救急医療情報キット」を冷蔵庫に保管している方は、個別避難計画も一緒に保管しておき、避難支援者にその旨を伝えておくことも手段として考えられる。

印刷物での共有の他に、バックアップとして、各関係者でスマートフォン・携帯電話等で個別避難計画の内容の写真を撮影しておくことも考えられる。



図 10 救急医療情報キット

(2) 個別避難計画の活用場面

個別避難計画の記載内容を踏まえ、要支援者に対して「避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置」を実施する。

個別避難計画は、以下のような場面で活用する。（P. 28「3.2(4)③避難支援の内容」に避難支援の内容について記載）

- 声掛け等による避難の情報伝達
- 避難準備や移動同行などの避難支援
- 避難先到着後の対応

3.4. 今後の課題

個別避難計画の作成や活用に係る今後の課題について、表 11 に整理する。

表 11 個別避難計画の作成や活用に係る今後の課題

分類	今後の課題
個別避難計画の作成	・ 個別避難計画作成の重要性等の理解促進を図り、作成と情報提供の同意を促進する仕組みの検討が必要である。
	・ 車両による移動等が必要な要支援者に対して、民間救急サービスや介護タクシーの車両数が不足している可能性があり、必要数の概算と移動手段の確保が必要である。 ・ 区内の通所施設等で保有している車両等の活用ができるよう、福祉事業所間のネットワーク構築等の対応も検討する必要がある。 ・ 事業者との協定を活用した、要支援者の避難に係る移動手段の提供についての枠組みを検討する必要がある。
	・ 特に重症な要支援者が福祉避難所や病院等への避難ができるように、避難先の受入可能人数と要支援者および同行者の避難意向について、調整が必要である。 ・ 医療的ケアが必要な要支援者について、病院への避難についても調整が必要である。
	・ 本計画は大規模水害を対象とした記載となっており、荒川浸水想定区域内の要支援者に対して優先度をつけて計画作成を行うこととしている。今後は、浸水想定区域外の要支援者に対しても、地震等の災害を想定した個別避難計画の作成を別途推進していく必要がある。
	・ 個別避難計画の作成フローに関する詳細な実施事項や、記載内容の考え方などについては、今後マニュアルを作成して関係者に示す必要がある。
個別避難計画の活用	・ 個別避難計画作成に同意しない場合や、作成途中などの理由による個別避難計画未作成者に対する、円滑かつ迅速な避難支援の実施について検討が必要である。
	・ 個別避難計画の DX により、継続的な情報の維持更新、情報へのアクセスのしやすさ、使いやすさ等を向上させる仕組みを検討する必要がある。 ・ DX により、計画作成者の避難先の意向を整理し、福祉避難所の受入可能人数等を踏まえて調整するなどの対応が必要である。 ・ DX により、計画に基づく避難支援の実施状況等を進捗管理できる仕組みづくりが必要である。

4. 要配慮者利用施設の避難確保計画について

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨などにおける被害を受け、平成 29 年の水防法や土砂災害防止法の改正において、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成および訓練等の実施が義務化された。

これに伴い、区においては平成 30 年度以降、対象施設に対して説明会を実施し、避難確保計画の作成を促進している。

4. 1. 避難確保計画の作成

避難確保計画とは、浸水や土砂災害等のおそれがある場合における、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、次の事項などを定めた計画である。

- 防災体制
- 避難誘導
- 施設の整備
- 防災教育および訓練の実施
- そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

(1) 避難確保計画作成の対象要配慮者利用施設

北区地域防災計画では、避難確保計画作成の対象施設種別を、以下のとおり指定している。

- 老人福祉施設
- 有料老人ホーム
- 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- 身体障害者社会参加支援施設
- 障害者支援施設
- 障害福祉サービス事業の用に供する施設
- 保護施設
- 児童福祉施設
- 障害児通所支援事業の用に供する施設
- 児童相談所
- 幼稚園
- 小学校
- 病院
- 診療所（有床のみ）

これらの施設のうち、支援計画において避難確保計画の考え方を示すのは、荒川の浸水想定区域に立地し、要配慮者が入所している施設とする。

一方で、大規模水害の場合、台風の接近による首都圏への影響が見込まれてから、荒川の氾濫までには時間があることが想定される。そのため、通所施設は事前休業を判断できることから、本計画では避難先等の考え方を記載しない。通所施設の管理者は、事前休業の判断基準や、利用者や職員等への連絡について検討しておくことが望ましい。

ただし、通所施設においても、何らかの理由で大規模水害時に施設内に利用者が滞在している場合等を想定し、避難先、手段、タイミング等を検討し、避難確保計画に記載する。

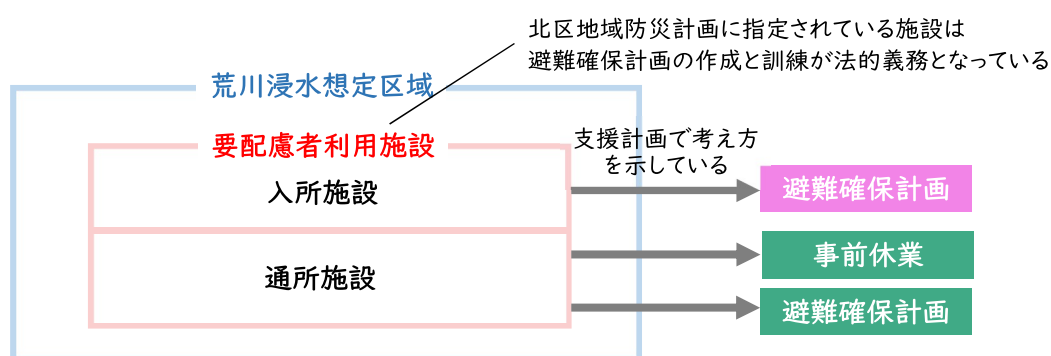


図 11 要配慮者利用施設の支援計画対象範囲

(2) 避難確保計画のひな型

区は、避難確保計画のひな型および手引きを作成し、北区ホームページに公表している。

施設管理者は、区が公表しているひな型および手引きを用いて、避難確保計画を作成する。

(3) 施設における段階的な防災体制確立

災害が発生する前に迅速かつ確実に避難誘導を完了させるためには、収集した防災気象情報や避難情報をもとに、施設の防災体制を確立する必要がある。

施設管理者は、北区避難支援タイムライン（P. 31 の図 9）等を参考に、段階的な防災体制の確立基準、組織構成や役割分担、人員配置等をあらかじめ検討する。

(4) 情報収集と情報伝達

台風の接近や大雨による大規模水害が発生するおそれがあるとき、迅速に情報収集や情報伝達を行う必要がある。

施設管理者は、収集する情報の内容やその入手方法、伝達する内容や伝達先等をあらかじめ検討する。

【収集する情報の例】

- ・ 防災気象情報（荒川等の洪水予報、気象情報、土砂災害警戒情報等）
- ・ 区が発令する避難情報（P. 53「6.2 避難行動要支援者等への情報伝達」に記載）
- ・ 避難先に設定した系列事業所の状況または福祉避難所（準補完型）の開設状況
- ・ 道路の通行止め情報等

【入手方法】

北区メールマガジン、テレビ、ラジオ、北区ホームページ、北区防災行政無線（自動電話応答サービス）、北区公式 Twitter・Facebook・LINE、北区水位・雨量情報システム、東京都防災アプリ、東京都ホームページ、国土交通省荒川下流河川事務所ホームページ等

(5) 避難誘導について

① 避難先の考え方

「立退き避難（※1）」の避難先は、基本的に施設の系列事業所を設定する方針とする。系列事業所を避難先として設定できない場合、福祉避難所（準補完型）を避難先として設定し、施設職員とともに避難することを検討する。

要配慮者利用施設における避難の原則は立退き避難であるが、入所者の状況等により立退き避難が困難な施設が存在することも想定される。避難方針として「屋内安全確保（※2）」を検討する場合は、ハザードマップ等で施設の浸水継続時間を確認し、想定される浸水継続時間以上の時間を「屋内安全確保」できる対策を施設で確保する必要がある。ただし、施設が家屋倒壊等氾濫想定区域内に立地している場合は、必ず立退き避難とする。

※1 立退き避難

災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

※2 屋内安全確保

浸水想定区域等の災害リスクのある区域等に所在する施設であっても、施設内に留まり、浸水深より高い階に移動することによって避難すること。

② 避難のタイミング

避難行動に時間を要する要支援者（優先度 A・B）や、要配慮者利用施設の入所者の避難開始タイミングとして、区は「要支援者避難開始」に関する情報を発表する。ただし、入所者数や入所者の身体的な状況と移動時間の兼ね合い等により、全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、区からの情報発表を待つことなく、早めに避難を開始することが必要である。

北区避難支援タイムライン（P. 31）には、避難情報の発令タイミングと対応する行動のイメージを示している。避難情報の発令状況などを参考に、準備開始や

避難開始のタイミングを検討する。

また、タイミングに応じて施設職員の参集や配置、役割分担等も検討する。

③ 避難の方法

施設入所者の移動手段は、基本的に各施設で確保する方針とする。施設で活用できる車両数と、入所者数、避難先への移動にかかる時間などを考慮し、ピストン輸送の開始タイミングなどを検討する。

④ 避難の経路

ハザードマップや施設見取り図等を参考にして避難先まで安全に移動できる避難経路を事前に検討する。なお、土砂災害警戒区域やアンダーパス等の危険な場所を通らないようにする。

⑤ 緊急安全確保について

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた避難先への避難を安全にできない可能性がある状況（※）に遭遇した場合も想定して、少しでも浸水被害を受けにくい施設の高い場所や近隣の高く堅牢な建物に移動するなどの「緊急安全確保」もあわせて検討する。

ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが、避難し遅れた際にとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※避難を安全にできない可能性がある状況の例は以下のとおり

＜災害発生後＞

- ・河川が氾濫し、施設や避難経路が大規模に浸水している状況
- ・避難経路付近で土砂災害が発生し、通行不可能な状況

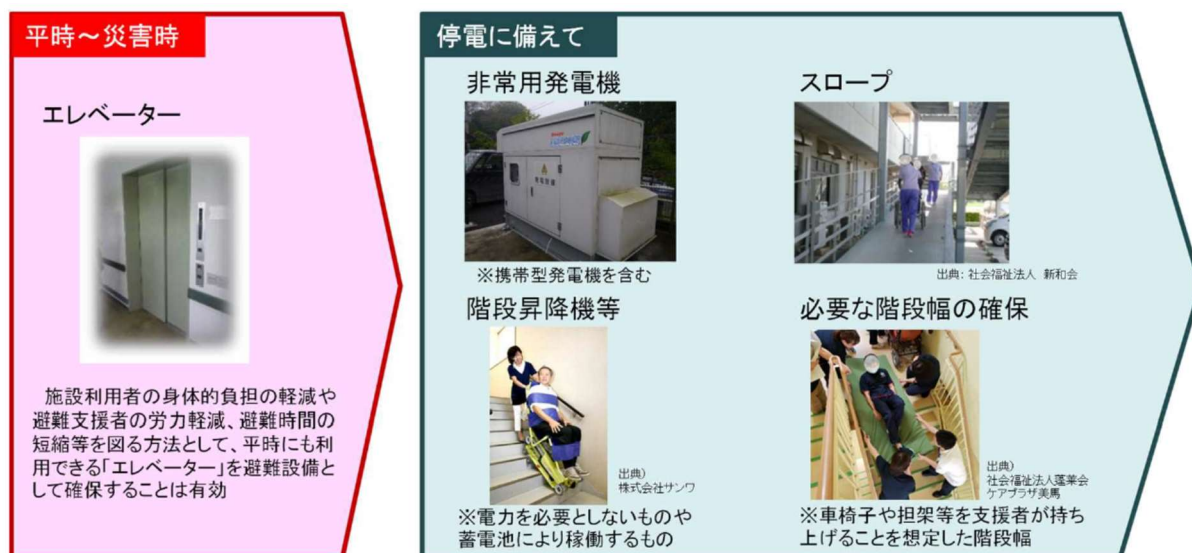
＜災害発生直前＞

- ・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水や道路の路肩決壊等により被災するおそれがある
- ・立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し被災するおそれがある
- ・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれがある
- ・暴風による飛散物により被災するおそれがある
- ・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれがある

(6) 施設の整備について

① 避難に必要な設備とその確保

施設入所者の迅速かつ安全な避難支援を実現するためには、エレベーターやスロープ等、避難に必要な設備を確保しておく必要がある。施設管理者は、避難に使用する既存の設備や今後整備予定の設備を整理し、設備強化を促進する。



要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（国土交通省、令和4年3月）のP35より

図 12 避難に必要な設備の考え方（参考）

② 避難に必要な装備品や備蓄品とその確保

施設入所者の迅速かつ安全な避難支援を実現するためには、避難に必要な装備品や備蓄品を適切に確保しておく必要がある。屋内安全確保の場合は、水や食料等の備蓄、衛生器具、医薬品等の物資を施設内に留まる時間に応じて備えることが必要となる。

施設管理者は、避難に使用する装備品や備蓄品、避難先への持ち出し品等を検討する。

(7) 計画の提出

施設管理者は、「避難確保計画作成（変更）報告書」（北区ホームページに公表）を添えて、作成した避難確保計画を北区 危機管理室 防災・危機管理課へ提出する。

4. 2. 避難確保計画の実効性向上

(1) 避難訓練による実効性向上

作成した避難確保計画の実効性を高めるため、計画に基づいた避難訓練の実施と報告が施設管理者の義務となっている。（水防法第 15 条の 3 第 5 項）

① 避難訓練の実施

施設管理者は、避難確保計画に基づいた訓練を、原則年 1 回以上実施する。なお、訓練内容は各施設の状況に応じて設定することとする。訓練内容の例について、図 13 に示す。

施設管理者は、避難訓練を実施した都度、避難訓練実施報告書を区へ提出する。



※訓練の負担を軽減するための工夫(例)

- ・入所者や保護者と共にではなく、まずは職員のみで実施する。
- ・ハザードマップなどを用いた図上訓練を実施する。
- ・実際の行動をイメージし、避難確保計画の読み合わせを行う。等

図 13 訓練内容の一例

② 避難確保計画の見直し

施設管理者は、訓練の実施結果を踏まえて、避難確保計画の見直しを行う。見直した避難確保計画は、避難確保計画作成（変更）報告書と共に、区へ提出する。

(2) 計画内容の精査

区は、避難確保計画の作成報告や、計画に基づく避難訓練の実施報告を受けたとき、施設管理者に対して必要な助言または勧告をすることができる。（水防法第15条の3第6項）

4.3. 今後の課題

避難確保計画の作成や活用に係る今後の課題について、表 12 に整理する。

表 12 避難確保計画の作成や活用に係る今後の課題

分類	今後の課題
避難確保計画の作成	・区は、国土交通省等の最新の取組みを踏まえて、避難確保計画のひな型および手引きを適宜更新する。
	・車両による移動等が必要な施設入所者に対して、施設が所有する車両数や人員が不足している可能性があり、必要数や移動時間の概算と移動手段の確保が必要である。
	・区内の通所施設等で保有している車両等の活用ができるよう、施設間のネットワーク構築等の対応も検討する必要がある。
	・施設として、入所者の避難の確保のために必要な設備整備を進めるとともに、今後区としても施設の設備整備に対する支援策を検討していく必要がある。
実効性向上	・区は、作成された避難確保計画の内容の確認および精査をする仕組みの確立により、必要な助言や勧告が実施できるよう努め、計画の実効性向上を図る必要がある。
	・適切な助言等を実施するため、専門家との情報共有や区職員への研修を行うなど、区の体制を強化する必要がある。
	・避難確保計画の作成・管理を簡素化し、訓練の実施や計画の実効性向上を図るため、DXを推進する必要がある。

5. 福祉避難所の確保と活用について

5.1. 大規模水害に対応した福祉避難所の確保

北区地域防災計画においては、①福祉避難所（通所型）、②福祉避難所（介護型）、③福祉避難所（補完型）を福祉避難所として位置づけている。

これらの福祉避難所に加えて、支援計画では、昇降機等が設置されている学校施設 4 か所程度を、④福祉避難所（準補完型）として位置づける。

なお、福祉避難所は、要支援者を対象として受け入れるため、福祉避難所に指定されている施設名の公表はしていない。

① 福祉避難所（通所型）

特別な設備等を備える施設であり、日頃から各施設に通所している障害者や障害児のうち、個別避難計画の対象者を受け入れる。

→総数：13 か所

うち高台にある福祉避難所：4 か所

② 福祉避難所（介護型）

特別な設備等を備える施設であり、専門的なケアを要する介護度が高い者のうち、個別避難計画の対象者を受け入れる。

→総数：16 か所

うち高台にある福祉避難所：6 か所

③ 福祉避難所（補完型）

本来、要配慮者利用施設としての機能を備えていない施設であるが、①②に避難できない要支援者のうち個別避難計画の対象者を受け入れる。

→総数：26 か所

うち高台にある福祉避難所：12 か所

④ 福祉避難所（準補完型）

本来、要配慮者利用施設としての機能を備えていない施設であるため、要配慮者利用施設の職員が同行する、避難確保計画の対象者（入所者）を対象とし、余剰スペースで、個別避難計画の対象者（優先度 A・B）を受け入れる。

→高台にある福祉避難所：4 か所（予定）

5. 2. 福祉避難所の活用方針

「3. 大規模水害を想定した個別避難計画について」、「4. 要配慮者利用施設の避難確保計画について」を踏まえ、それぞれの対象者における避難先の想定は、表 13 に示す。

表 13 個別避難計画と避難確保計画それぞれの対象者における避難先の想定

	個別避難計画対象者 (優先度 A・B)	要配慮者利用施設 避難確保計画対象者
①福祉避難所(通所型)	○	
②福祉避難所(介護型)	○	
③福祉避難所(補完型)	○	
④福祉避難所(準補完型)	○	○
その他(縁故避難、宿泊施設、系列事業所など)	○(推奨)	○(推奨)

個別避難計画の対象者(優先度 A・B)は、①～④の福祉避難所のほか、縁故避難や宿泊施設等を避難先として想定する。

要配慮者利用施設の避難確保計画の対象者(入所者)は、施設職員が同行し、④の福祉避難所のほか、系列事業所等への避難を想定する。

①～④の福祉避難所では受入可能人数を定め、大規模水害が想定される際に、個別避難計画の対象者(優先度 A・B)および要配慮者利用施設の避難確保計画の対象者(入所者)が全員避難できるよう、各福祉避難所への避難者数をあらかじめ調整する。

ただし、感染症対策や要支援者一人一人の状況を考慮した十分なスペースの確保は困難であるため、決して快適な環境ではないことが想定される。また、本来、③・④の福祉避難所は、要配慮者利用施設としての機能を備えていない施設である。よって、現状では、より優先度の高い方が、受入可能人数に限りのある①・②の福祉避難所へ避難し、大半の避難者が③・④の福祉避難所へ避難することで、避難者全員を受け入れる想定をしている。

そのため、区では、福祉避難所の環境整備に努めるとともに、縁故避難や宿泊施設、系列事業所等への避難を推奨する。

なお、優先度 C・D の方は、高台水害対応避難場所の教室等を利用して開設される、要配慮者に配慮した避難スペースである福祉避難室や、縁故避難、宿泊施設等を避難先として想定する。

5.3. 避難行動要支援者における福祉避難所の活用

(1) 福祉避難所を避難先として検討する際の考え方

福祉避難所はP. 45に先述したとおり4種類あり、それぞれに特徴がある。要支援者自身の介護度や障害の状態などから適切な福祉避難所を避難先として検討する必要がある。

福祉避難所は要支援者に対して一定の配慮はされているものの、様々な要支援者や避難支援者同士、同じ空間で避難生活を送る必要があることも考慮して、親戚宅等への縁故避難や、宿泊施設の確保による避難も検討することが望ましい。

(2) 福祉避難所への避難

身体の状態等を踏まえ、福祉避難所への避難が必要な要支援者は、個別避難計画作成時に、避難支援等関係者や避難支援者と調整の上、避難先として福祉避難所を設定する。

福祉避難所を避難先として設定した場合、「要支援者避難開始」の発表等のタイミングで、個別避難計画で事前に調整した福祉避難所へ直接避難する。

(3) 避難行動要支援者を受け入れるための配慮

要支援者は、避難先での生活においても様々な配慮が必要である。区は、要支援者の多様なニーズを踏まえ、以下のような点に留意し、可能な限りの配慮を行う。

- 暑さ・寒さ対策
- スロープ設置等による障害除去
- 乳幼児や高齢者、障害者等に配慮した食事の提供
- 必要な資機材・生活用品・医療用品等の提供に関する調整
- 専門職員によるサービスの提供に関する調整
- 停電対策

5. 4. 今後の課題

福祉避難所に係る今後の課題について、表 14 に整理する。

表 14 福祉避難所に係る今後の課題

分類	今後の課題
福祉避難所の 運用	・福祉避難所の運用ルール等を整備する必要がある。
	・要支援者が避難先で必要となる資機材やサービス等を検討し、平常時から協力機関を確保していく必要がある。
	・要支援者の多様なニーズに全て対応することは、大規模水害時には困難であるため、要支援者自身および避難支援者で協力して必要な準備を整えておくことの重要性を周知していく必要がある。
福祉避難所の 受入可能人数	・福祉避難所への避難が必要な要支援者と、福祉避難所の受入可能人数の調整を行い、避難先の再調整や、福祉避難所の拡充等の対応を検討する必要がある。
	・区有施設以外の施設との協定等も検討し、受入可能人数の増加を図る必要がある。
	・縁故避難や宿泊施設、系列事業所への避難の重要性を、区民に周知していく必要がある。

6. 避難行動要支援者の避難における自助・共助・公助

6.1. 避難支援の基本的な考え方

要支援者は様々な要因により、災害発生時に必要な情報を把握し、適切な避難行動を取ることが難しいため、周囲からの避難支援を必要とする。

しかし、大規模水害等が発生した場合、多くの要支援者に対して、区職員が平等に支援を行うことは困難となる可能性がある。そのため、要支援者自身や家族による「自助」、避難支援等関係者や個別避難計画に記載した避難支援者、地域住民等による「共助」が重要となる。

区は、避難支援等関係者・避難支援者に対して、可能な範囲で要支援者の情報を提供し、平常時の声掛けから、災害時の安否確認や避難支援の実施まで、日頃から普及啓発を行うことで、避難支援体制の構築を促進する。

(1) 自助としてできること

いざというときに避難行動を実施するために、平常時からできる準備や、発災のおそれがある段階から、できる行動をしておくことが重要である。

要支援者自身や家族の状況等により、できることや必要なことはそれぞれ異なるが、要支援者自身や家族でできる自助の取組みの例を以下に示す。

また、基本的に名簿に基づく支援を行う避難支援等関係者と、個別避難計画に基づく支援を行う避難支援者については、要支援者の支援を担っていただくと同時に、自身の安全の確保が必要である。そのため、避難支援等関係者や避難支援者が自身の避難のために準備できる自助の取組みの例も以下に示す。

① 要支援者自身や家族ができること（平常時）

- ハザードマップ等で発生しうる災害を知る
- 浸水想定区域外等に住む親戚・知人等に相談し、縁故避難先を確保する
- 近隣住民や避難支援をお願いする方と顔の見える関係づくりをする
- 家族や避難支援者とともに個別避難計画やマイ・タイムラインなどの計画を作成し、わかりやすい場所に保管する
- 情報収集の手段を準備する
- 避難時の非常用持出品を整理する（※）
- いざという時のための備蓄品を準備する

② 要支援者自身や家族ができること（発災の恐れ～発災時）

- 個別避難計画を確認し、避難行動の確認や避難支援者と連絡を取る
- 災害情報や避難情報を入手する
- 縁故避難先への連絡や、浸水想定区域外等の宿泊施設を予約して避難先を確保する

- 避難先に持っていくものを確認し、避難の準備をする（※）

③ 避難支援等関係者などが自身の避難のためにできること（平常時）

- ハザードマップ等で発生しうる災害を知る
- 浸水想定区域外等に住む親戚・知人等に相談し、縁故避難先を確保する
- 自身と家族の避難について、要支援者の避難支援も考慮したマイ・タイムラインを作成する
- 情報収集の手段を準備する
- 避難時の非常用持出品を整理する（※）
- いざという時のための備蓄品を準備する

④ 避難支援等関係者などが自身の避難のためにできること（発災のおそれ～発災時）

- マイ・タイムラインを確認し、自身の避難行動を確認する
- 災害情報や避難情報を入手する
- 縁故避難先への連絡や、宿泊施設の予約をして避難先を確保する
- 持ち物を確認し、自身と家族の避難や、要支援者の避難支援の準備をする（※）

※避難先へ持ち出す物は、水、食料、毛布等のほか、自身が避難先での生活に必要なとする物を整理し、避難の状況に応じて 3 日～1 週間分を目安にして準備する。薬など避難先で入手が困難になる可能性があるものは、可能な限り多めに準備することが望ましい。

⑤ その他、福祉や医療関係の事業所ができること（平常時）

- 職員が個別避難計画における避難支援者になることを考慮した、事業所の業務継続計画（BCP）を策定する
- 策定した BCP を職員に周知するとともに、災害時を想定した訓練を行う

(2) 共助として支援できること

名簿を共有されている避難支援等関係者、個別避難計画に係る避難支援等を実施する避難支援者において、要支援者の支援として平常時、発災のおそれ～発災時、発災後の段階でできる共助の取組みの例を示す。

なお、避難支援等関係者や避難支援者となっていなくとも、地域住民の一人ひとりが、近所の要支援者や、妊産婦や外国人などの要配慮者と、平常時からコミュニケーションを取り、災害時にも気にかけることが重要だという認識を浸透させる必要がある。

① 共助でできる支援内容（平常時）

- 平常時の見守りや声掛けを行う

- 地域の行事や防災訓練等への参加を促し、地域との関係づくりを進める
- 避難計画（個別避難計画やマイ・タイムライン等）や避難準備について要支援者と一緒に考える
- 要支援者の避難支援のタイミング等を考慮した、地域としての行動タイミングを示すコミュニティタイムラインを作成する（P. 55「7(2) 避難支援行動を踏まえたコミュニティタイムラインの作成」に記載）

② 共助でできる支援内容（発災のおそれ～発災時）

- 名簿に基づく声掛け等を行う
- 個別避難計画に基づく避難支援等を行う
- 社会福祉施設等の職員から、入所者への声掛け等を行う
- 地域住民から、地域の要配慮者利用施設へ声掛けをし、必要に応じて入所者の避難を支援する

③ 共助でできる支援内容（発災後）

- 要支援者と一緒に避難し、福祉避難所等に共に一時滞在する避難支援者は、個別避難計画に記載されている要支援者の状況を踏まえて、可能な限り心身のケアを行う
- 避難先にて、周囲に要支援者と思われる方がいたら、声掛け、支援ニーズの把握等を積極的に実施する

(3) 公助として区が実施すべきこと

- 避難情報の提供
気象や河川水位の状況に応じた避難情報を発令し、多様な手段を用いて区民に広く周知する。
- 高台水害対応避難場所・高台にある福祉避難所の開設
荒川氾濫のような大規模水害の発生が想定される場合、高台水害対応避難場所を開設する。要支援者等の受け入れのため、高台にある福祉避難所も開設する。協定も活用し、避難者の受け皿を可能な限り準備する。
- 移動手段の提供
協定等を活用し、災害時の人員輸送のための手段を確保する。特に、要支援者は避難先への移動が困難である場合が多いため、必要に応じて大規模水害発生のおそれがある段階から手配する。
- 関係機関への支援要請
大規模水害発生のおそれ～大規模水害発生後における対応に関して、区のみでは対応しきれない部分について、北区地域防災計画や協定等の内容に基づき、関係機関へ支援の要請をする。
- 避難場所における生活環境の確保
氾濫等の大規模水害が発生し、高台水害対応避難場所や高台にある福祉避難所等での避難生活を余儀なくされた場合、食料や必要な物資等の手

配、感染症対策など、可能な限り避難場所の生活環境を整備する。

- 避難者状況の把握

避難場所等に避難した区民について情報を集約し、避難場所における避難者数やその状況を把握しておく。

(4) 避難支援者等の安全確保の措置

避難支援等を行う際は、避難支援者自身やその家族等の生命、身体の安全を守ることが重要である。区から高齢者等避難（警戒レベル 3）が発令されるまでに避難支援等を終了することを目指し、支援者自身も避難の準備を開始して、遅くとも避難指示（警戒レベル 4）の発令の際には避難支援者自身も避難し、安全を確保する必要がある。

避難支援等関係者や避難支援者自身の安全確保が必要なことや、不在などで対応できないケースも想定されるため、個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず実施されることを保証する計画ではない。避難支援者等は、要支援者の避難に責任や義務を負うものではなく、あくまで避難の円滑化や避難支援の可能性を高めるものとして位置づける。

区は、災害応急対応に従事する者の安全確保に配慮する必要がある（災害対策基本法第 50 条第 2 項）ため、上記を踏まえた避難支援者等による支援の考え方や、避難支援者等の安全確保について、関係者への周知を図る。支援の受け手側である要支援者に対しては、個別避難計画作成時に、避難支援者等による支援は絶対のものではない旨を説明し、理解をいただく必要がある。

避難支援者等の安全確保については、厚生労働省からも事務連絡が通知されている。これについては、令和 3 年 8 月 16 日に厚生労働省社会・援護局地域福祉課から発表されている「令和 3 年 8 月の大雨による災害に対する民生委員活動について」を参照されたい。

6.2. 避難行動要支援者等への情報伝達

(1) 大規模水害時の避難情報

区は、大規模水害の発生のおそれがある場合、要支援者が円滑かつ安全に避難できるように、北区地域防災計画や、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）、令和4年9月更新）に基づき、避難情報を発令する。発令される避難情報について、表15に示す。

警戒レベル3の「高齢者等避難」の発令は、避難に係る準備や移動に際して時間がかかると想定される高齢者等が避難行動を開始するタイミングとして位置づけている。しかし、個別避難計画に基づく福祉避難所への避難が必要な程度の要支援者（優先度A・B）や、避難確保計画に基づく施設単位での避難が必要な要配慮者利用施設の入所者は、準備や移動等にさらに時間がかかる可能性があることや、避難支援者等による支援が必要なことから、区からのお知らせにて「要支援者避難開始」を発表し、早期の避難行動が実施されるよう情報伝達を行う。

区からの避難情報は避難行動の実施を判断するために参考となる情報だが、避難情報が発令される以前からの避難行動を妨げるものではないため、区民は自身や家庭等の状況に応じて避難行動の実施を判断する必要がある。

表15 発令される避難情報

警戒レベル	状況	区民が取るべき行動	避難情報等	発令主体
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	区
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	区
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	区
—	災害の おそれあり	要支援者への避難の呼びかけ 要支援者への避難支援 要配慮者利用施設の 避難行動の実施	要支援者 避難開始(※)	区(独自)
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・ 高潮注意報	気象庁
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	気象庁

※要支援者避難開始とは

避難に時間がかかる要支援者（優先度A・B）や要配慮者利用施設の入所者などの避難行動を確実に実施するため、区独自で避難タイミングをお知らせする情報。内閣府が定める警戒レベルには位置づけず、警戒レベル3相当の状況となる前に避難行動を実施できるよう、区からのお知らせとして、要支援者および避難支援等関係者・避難支援者への情報伝達を行う。

## (2) 避難行動要支援者への情報伝達の方法

区は、北区メールマガジンや北区ホームページ、防災行政無線による放送、北区公式 Twitter・Facebook・LINE への情報掲載、緊急速報メール（エリアメール）などの様々な手段により、防災情報等を伝達する。

様々な特性を持つ要支援者へ情報伝達を図るためには、音声による伝達、視覚による伝達、やさしい日本語や多言語に対応した伝達など、多様な手段や方法の活用を推進する。

避難支援等関係者、避難支援者、要配慮者利用施設の管理者等は、災害発生が想定される場合は、上記のような様々な手段を用いて、積極的な情報収集を行い、要支援者や自身の避難行動に役立てる。

また、要支援者自身やその家族においても、自身が使える情報収集の手段を確認しておき、災害発生が予想される際には、可能な限り積極的な情報収集に努める。

## (3) 今後の課題

要支援者避難開始については、情報伝達の方法を確立することが課題である。要支援者や避難支援者といった関係者に確実に伝達できる手法を確立する検討が必要である。

要支援者避難開始の発表により、個別避難計画の対象者（優先度 A・B）および避難確保計画の対象者（要配慮者利用施設の入所者）が早期の避難行動をとることができるよう、区民に対して要支援者避難開始の意味やとるべき避難行動について十分な理解の促進を図る必要がある。また、わかりやすい情報提供となるように、要支援者避難開始の具体的な運用方法について今後も検討が必要である。

---

## 7. さるなる避難支援の取組み

---

これまで紹介した名簿や個別避難計画の作成、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および訓練の実施などは、災害対策基本法や水防法などの法律で規定されるものである。一方、法律等で定められていないが、避難支援の実効性向上のために区として推進していきたいと考える取組みを紹介する。

### (1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施

作成した個別避難計画の検証および実効性の向上を目的として、区、避難支援等関係者、避難支援者、福祉事業所、福祉避難所に指定されている施設などが協働し、個別避難計画に基づいた避難支援の実施について訓練を実施する。

- 台風接近の旨や避難情報発令などの防災情報を伝達し、避難の声掛けをする
- 防災情報に基づいて、避難に際して必要な準備を行う
- 個別避難計画で設定した避難先に、実際に移動する など

訓練を実施した事により得た気づきや問題点を踏まえて、必要に応じて個別避難計画を修正する。

要支援者の身体の状態等は変化するため、定期的に（特に出水期前には）関係者で個別避難計画に基づいた訓練を実施し、必要に応じて個別避難計画の修正を行うことで、実効性を担保するよう努める。

### (2) 避難支援行動を踏まえたコミュニティタイムラインの作成

区は、各家庭における避難行動を整理するマイ・タイムラインの普及促進とともに、地域住民の避難行動や行動のタイミング等を整理する「コミュニティタイムライン」の作成支援を、低地部に位置する 11 の町会・自治会に対して実施する。コミュニティタイムラインの作成にあたっては、地域に居住する要支援者に対する避難支援のタイミングや、避難支援の役割分担も意識して作成することが望ましい。

作成後は、当該地域内で全戸配布し、消防団やボランティア等にもコミュニティタイムラインと協働した活動を行ってもらえるよう、周知等に努める。

### (3) 避難行動要支援者支援における DX の推進

区は、名簿や個別避難計画などの作成、更新、活用に関する DX を進めていく必要がある。名簿や計画等の情報共有のほか、平常時の見守り状況や訓練実施状況、災害時の支援実施状況等を関係者と共有できるような仕組みづくりを目指し、要支援者支援の高度化を図っていく。

#### (4) 復旧・復興期における避難行動要支援者の支援

支援計画は、平常時から、大規模水害が発生するおそれや大規模水害時における、命を守るために避難をしている期間（主に避難情報が解除されるまで）を対象として、要支援者の支援に関する考え方等を整理した計画である。

しかし、実際に大規模水害が発生して家屋被害等が生じた場合、低地部の大部分で 2 週間以上に渡って帰宅できない可能性がある。このような場合を想定した、長期化する避難先や仮設住宅等での生活、生活再建に係る手続き等の対応等について、復旧・復興期における要支援者の支援体制づくりが必要である。

次回の北区地域防災計画の改定時に、大規模水害における復旧・復興期の要支援者支援についての基本的な方針等を検討する。

#### (5) 支援計画の検証と見直し

支援計画に基づき、個別避難計画や避難確保計画の作成等を進めていく中で、支援計画の記載内容の妥当性や、今後の課題として示した内容の対応状況等について検証し、必要に応じて計画を見直す必要がある。

また、関連法令や関連計画の改正等についても、必要に応じて支援計画に反映できるように、見直しを図る必要がある。

---

## 参 考 資 料

---



**参考資料 1** 北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る検討委員会設置要綱

北区大規模水害避難行動支援計画  
策定に係る検討委員会設置要綱

3 北 危 防 第 1 6 0 4 号  
令和3年7月30日 区長決裁

(設置)

第1条 東京都北区における「北区大規模水害避難行動支援計画」(以下「支援計画」という。)を策定するに当たり、避難に課題がある者を分析・類型化し、策定に必要な事項を検討するため、支援計画策定に係る検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の主な所掌事項は次に掲げる事項とし、検討委員会はその検討結果を区長に報告する。

- (1) 支援計画策定についての検討に関すること。
- (2) 前号のほか、支援計画策定に関して関連する検討が必要な事項

(構成)

第3条 検討委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表のとおりとする。

2 前項に掲げる者のほか、区長は必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が第2条の規定による報告を完了したときに満了する。

- 2 区長は、委員が欠けたときは、委員を補充する。
- 3 前条第2項の臨時委員の任期は、区長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、検討委員会の委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

（事務局）

第7条 検討委員会の事務局は、危機管理室防災・危機管理課に置く。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、第2条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。

付 則（令和4年4月8日4北危防第1064号副区長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

学識経験者	3名
地域代表	2名
高齢者支援等関係者代表	2名
障害者支援等関係者代表	2名
保健医療支援等関係者代表	1名
危機管理室長	
福祉部地域福祉課長	
福祉部高齢福祉課長	
福祉部障害福祉課長	

**参考資料 2** 北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る検討委員会委員名簿

区分	氏名	役職	所属	備考
経験者 学識者	加藤 孝明	委員長	東京大学生産技術研究所教授	
	早坂 聡久	副委員長	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	浅野 幸子	副委員長	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
庁外関係者	石倉 健一	委員	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	地域 (支援等関係者)
	田中 義正	委員	北区民生委員児童委員協議会会長	地域 (支援等関係者)
	堀 雅洋	委員	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	高齢者 (支援等関係者) ※第 1～2 回
	由井 洋子	委員	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	高齢者 (支援等関係者) ※第 3～8 回
	大場 栄作	委員	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	高齢者 (支援等関係者)
	井上 良子	委員	NPO 法人ピアネット北理事長	障害者 (支援等関係者)
	中村 猛	委員	NPO 法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者 (支援等関係者)
	安楽 順子	委員	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション所長)	保健医療 (支援等関係者)
行政	小宮山 庄一	委員	危機管理室長	防災
	飯窪 英一	委員	健康福祉部健康福祉課長	避難行動要支援者 ※第 1～3 回
	長嶋 和宏	委員	福祉部地域福祉課長	避難行動要支援者 ※第 4～8 回
	岩田 直子	委員	福祉部高齢福祉課長	高齢者
	田名邊 要策	委員	福祉部障害福祉課長	障害者

**参考資料 3** 北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る検討委員会開催概要

検討委員会	日時	議題
第 1 回	令和 3 年 8 月 24 日(火) 18:00～19:30	(1) 国等の動向・支援計画の策定方針・目次構成案 (2) 委員会スケジュールと協議内容 (3) 北区の現状と課題 (4) 区民意識調査の実施方針 (5) 施設等入所者の避難の在り方
第 2 回	令和 3 年 11 月 9 日(火) 18:00～19:30	(1) 前回の振り返り (2) ヒアリング会の報告 (3) 避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲 (4) 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の考え方 (5) 避難支援等関係者の役割の考え方 (6) 支援計画たたき案の確認
第 3 回	令和 4 年 3 月 17 日(木) 18:30～20:00	(1) 前回の振り返り (2) 区民意識調査について (3) 個別避難計画作成フローについて (4) 個別避難計画作成におけるモデル地区の取組みについて (5) 要配慮者利用施設の避難について (6) 今後のスケジュール
第 4 回	令和 4 年 6 月 2 日(木) 18:30～21:15	(1) 前回の振り返り (2) 区民意識調査の結果 (3) 避難行動要支援者名簿の作成と活用 (4) 個別避難計画の作成と活用 (5) 避難確保計画の作成方針 (6) 福祉避難所の考え方 (7) 支援計画素案の確認 (8) 今後のスケジュール
第 5 回	令和 4 年 7 月 4 日(月) 18:30～20:30	(1) 検討スケジュールの変更について (2) 前回の振り返り (3) 支援計画の基本的な考え方 (4) 避難行動要支援者名簿の作成と活用 (5) 個別避難計画の作成と活用 (6) 避難確保計画の作成と活用 (7) 避難所における避難支援 (8) 自助・共助・公助それぞれの避難支援

検討委員会	日時	議題
第 6 回	令和 4 年 8 月 29 日(月) 18:30～20:30	(1) 前回の振り返り     (2) 支援計画の基本的な考え方     (3) 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について     (4) 大規模水害を想定した個別避難計画について     (5) 要配慮者利用施設の避難確保計画について     (6) 避難所等における要支援者への対応     (7) 要支援者の避難における自助・共助・公助     (8) さらなる避難支援の取組み     (9) 今後のスケジュール
第 7 回	令和 4 年 10 月 5 日(水) 18:30～20:30	(1) 前回の振り返り     (2) 支援計画の基本的な考え方     (3) 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について     (4) 大規模水害を想定した個別避難計画について     (5) 要配慮者利用施設の避難確保計画について     (6) 福祉避難所の確保と活用について     (7) 要支援者の避難における自助・共助・公助     (8) さらなる避難支援の取組み     (9) 今後のスケジュール
第 8 回	令和 4 年 12 月 26 日(月) 18:30～20:30	(1) 前回の振り返り     (2) パブリックコメントの結果について     (3) 支援計画（案）について     (4) 支援計画（案）の参考資料について     (5) 個別避難計画作成マニュアルについて     (6) 今後のスケジュール

## 参考資料 4 荒川氾濫に伴う大規模水害時の避難に関するアンケート調査の結果

### ■調査の目的

本調査は、荒川氾濫時の浸水リスクがある避難行動要支援者名簿の登録者に対して、大規模水害時の避難に関する意識や考え方、不安に思っていることなどを確認することを目的に、アンケート調査として実施するものである。

### ■調査内容

実際に配布したアンケート調査票は、参－25 に示すとおりである。

### ■回答状況

回答は、令和 4 年 4 月 1 日時点で、計 2,654 通を受領している。

無効回答（※）23 通を除き、2,631 通に対して集計を行った。

アンケート回収状況	合計
発送（A）	5,803
宛名不明による返送（B）	103
返送状況（Z）	2,654
無効回答（C） ※	23
回収率 $Z/(A-B)$	46.5%
有効回答率 $(Z-C)/(A-B)$	46.1%

※無効回答と判断した回答は、以下のような回答である。

- ・死亡／施設入所／入院などの理由により、白紙回答などで返送されたもの。
- ・回答用紙の汚破損、無記入などにより、大規模水害の避難に関する設問（問 9 以降）の回答がないもの。

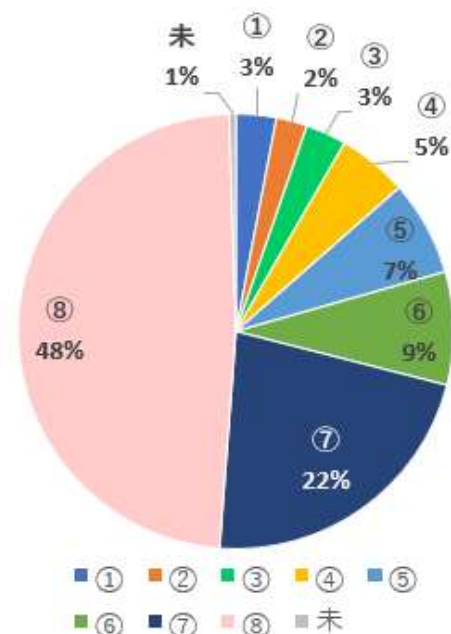
### ■集計項目

1.あなたのことについて			
問 1	あなたの年代	問 2	あなたの性別
問 3	家族の構成	問 4	自宅の居住形態
問 5	町会・自治会の加入状況	問 6	民生委員・児童委員との関わり
問 7	介護・障害の状況	問 8	サービスの利用状況
2.荒川氾濫に伴う大規模水害について			
問 9	荒川氾濫時の最大浸水深の認知	問 10	荒川氾濫時の重大なリスクの認知
問 11	荒川氾濫時の避難行動	問 12	垂直避難／避難しないなど考える理由
問 13	避難タイミングの考え方	問 14	高台の避難先への移動手段
問 15	避難支援者が身近にいない場合に希望する支援者	問 16	自力移動困難な場合、名簿情報提供可否の考え方
問 17	避難に際し、特別に用意が必要なもの	問 18	避難所生活で必要なこと
問 19	大規模水害からの避難に関して思うこと		

## ■アンケート集計結果

### 問1 あなたの年代について、ご回答ください。

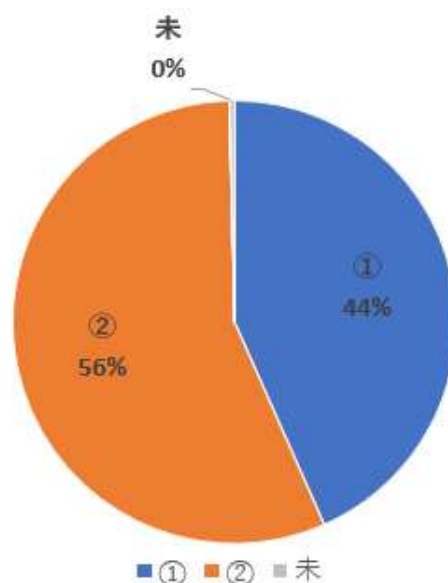
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①10 代以下	79	3.0%
②20 代	61	2.3%
③30 代	81	3.1%
④40 代	138	5.2%
⑤50 代	187	7.1%
⑥60 代	222	8.4%
⑦70 代	587	22.3%
⑧80 代以上	1,265	48.1%
未回答	11	0.4%
総回答数	2,631	100%



※複数の選択肢を回答している場合が 5 件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。  
 なお、年代については名簿情報から確認できるため、今後修正予定。

### 問2 あなたの性別について、ご回答ください。

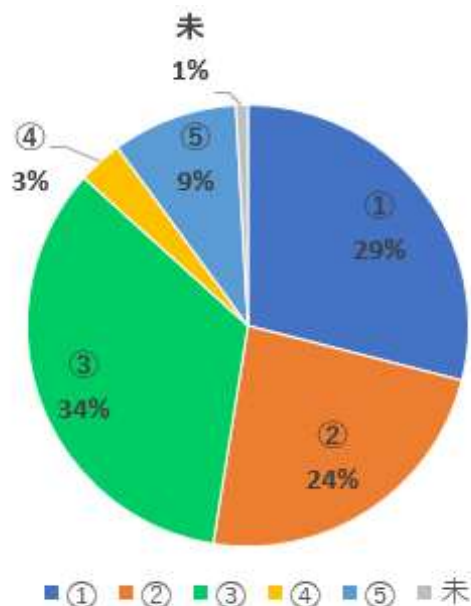
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①男性	1,141	43.4%
②女性	1,480	56.3%
③左記に当てはまらない	1	0.0%
未回答	9	0.3%
総回答数	2,631	100.0%



※複数の選択肢を回答している場合が3件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

**問3** あなたと一緒に住んでいるご家族の構成(世帯構成)について、ご回答ください。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①一人暮らし	765	29.1%
②夫婦のみ	623	23.7%
③親と子(2世代)	903	34.3%
④祖父母と親と子(3世代)	86	3.3%
⑤その他	236	9.0%
未回答	18	0.7%
総回答数	2,631	100%

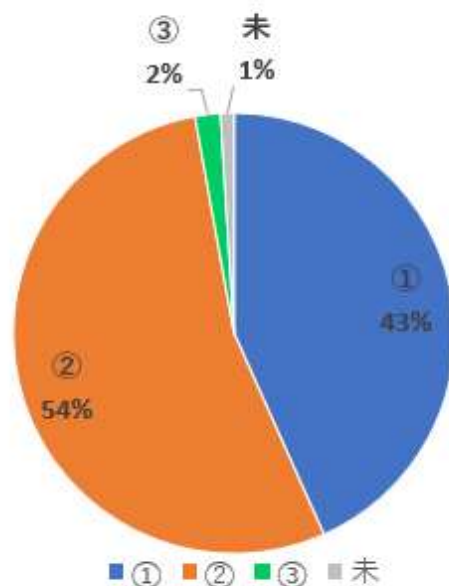


※複数の選択肢を回答している場合が39件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

**問4** あなたのご自宅の居住形態について、ご回答ください。

●居住形態の割合

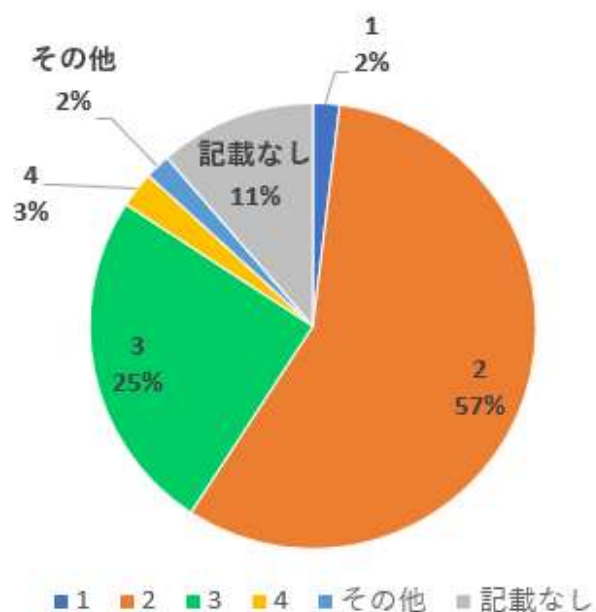
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①一戸建て	1,142	43.4%
②共同住宅	1,424	54.1%
③その他	49	1.9%
未回答	16	0.6%
総回答数	2,631	100%



※複数の選択肢を回答している場合が22件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

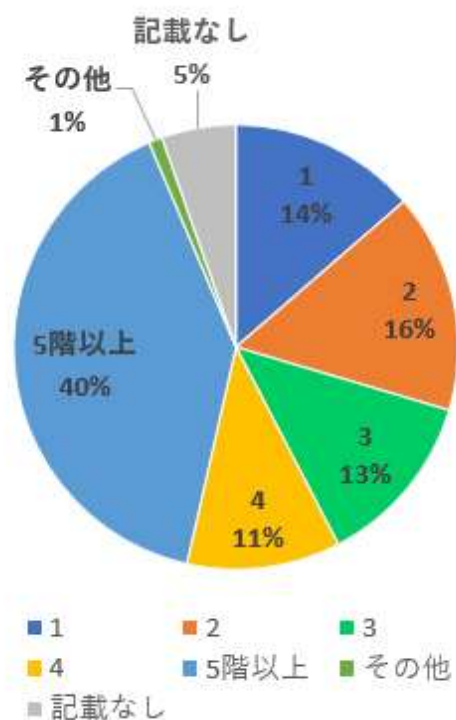
●一戸建て世帯の階数

回答	回答数(件)	割合(%)
1 階	22	1.9%
2 階	655	57.4%
3 階	285	25.0%
4 階	30	2.6%
その他	21	1.8%
記載なし	129	11.3%
総回答数	1,142	100%



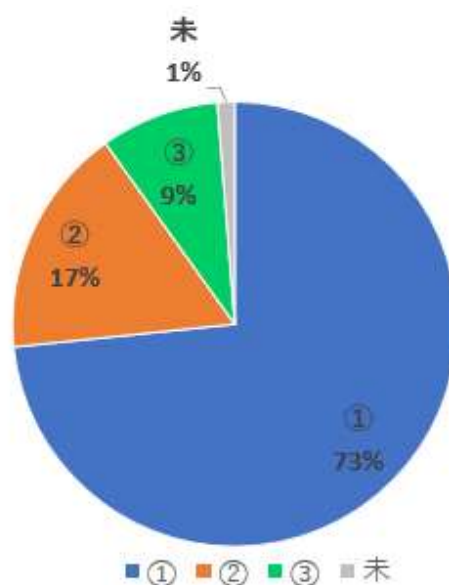
●共同住宅の居住階数

回答	回答数(件)	割合(%)
1 階	194	13.6%
2 階	227	15.9%
3 階	182	12.8%
4 階	159	11.2%
5 階以上	571	40.1%
その他	14	1.0%
記載なし	77	5.4%
総回答数	1,424	100%



**問5** あなた、もしくはあなたのご家庭について、町会・自治会に加入していますか。

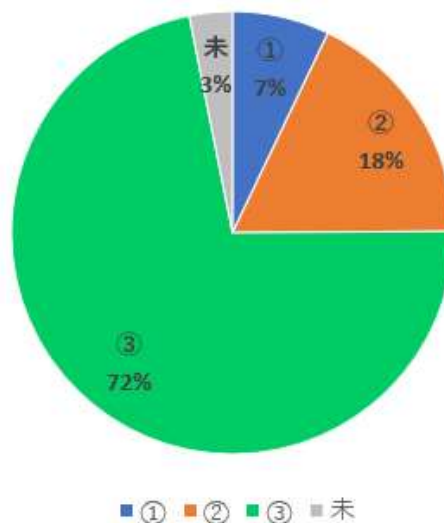
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①はい	1,937	73.6%
②いいえ	441	16.8%
③わからない・知らない	229	8.7%
未回答	24	0.9%
総回答数	2,631	100%



※複数の選択肢を回答している場合が5件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

**問6** あなたは、民生委員・児童委員とどのような関わりがありますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①定期的に訪問などを受けており、関わりを持っている	188	7.1%
②どの人かは知っているが、あまり関わりはない	471	17.9%
③わからない・知らない	1,901	72.3%
未回答	71	2.7%
総回答数	2,631	100%



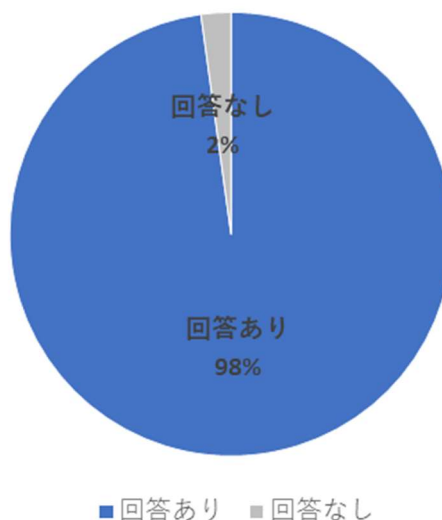
※複数の選択肢を回答している場合が8件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

合、

**問7** あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

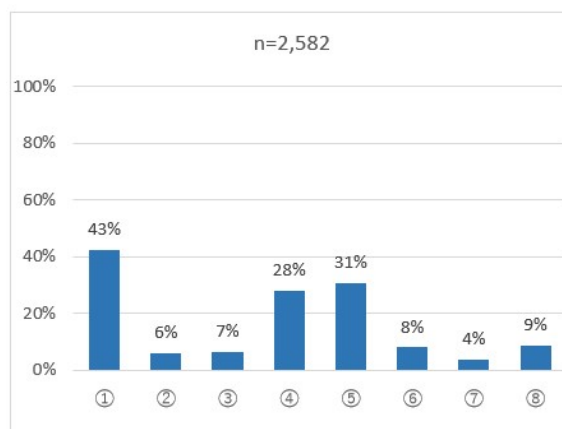
●回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	2,582	98.1%
回答なし	49	1.9%
総回答数	2,631	100%



●介護・障害の状況（複数回答あり） n=2,582

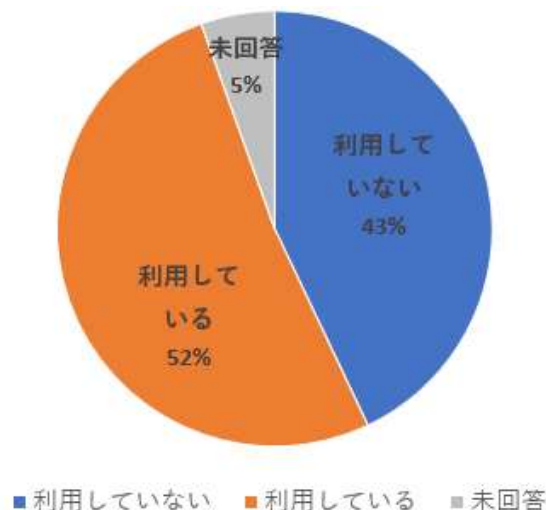
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①要介護	1,100	42.6%
②視覚障害	153	5.9%
③聴覚障害	169	6.5%
④肢体不自由もしくは 体幹機能障害	720	27.9%
⑤内部障害（心臓・じん臓・呼吸器など）	796	30.8%
⑥知的障害	209	8.1%
⑦精神障害	95	3.7%
⑧該当するものはない	228	8.8%



**問 8** あなたは日頃、介護保険サービスや障害福祉サービスで外部事業者を利用していますか。

●回答率

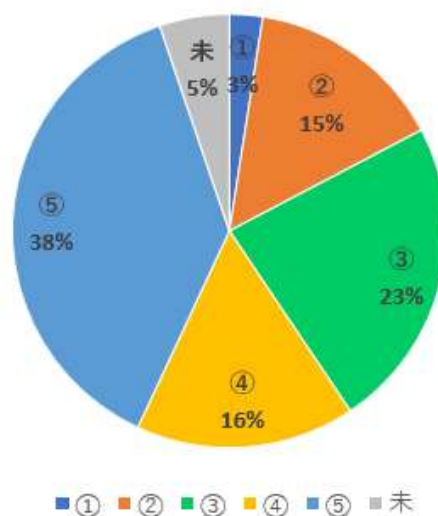
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
利用していない	1,130	42.9%
利用している	1,357	51.6%
未回答	144	5.5%
総回答数	2,631	100%



※利用しているサービスの種類の集計は、今後実施予定

**問 9** 荒川氾濫時の自宅の最大浸水深について、知っていますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①0.5m 未満	65	2.5%
②0.5～3.0m	390	14.8%
③3.0～5.0m	613	23.3%
④5.0m 以上	430	16.3%
⑤わからない・知らない	996	37.9%
未回答	137	5.2%
総回答数	2,631	100%



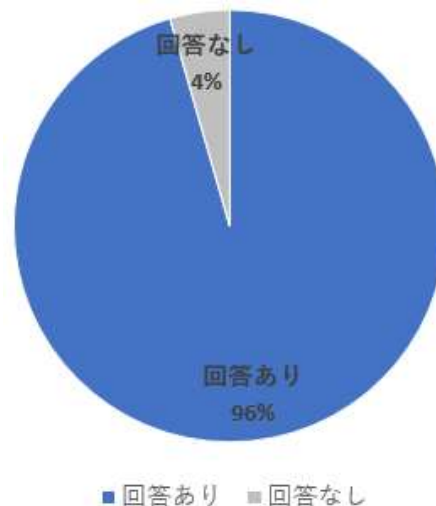
※複数の選択肢を回答している場合が33件あった。この場合、浸水深を認知できていない回答（⑥）や浸水深の大きい方として、大きい数字の選択肢として計上している。

問 10

荒川氾濫時に自宅で発生する可能性がある重大なリスクについて、知っていますか。(複数回答可)

●回答率

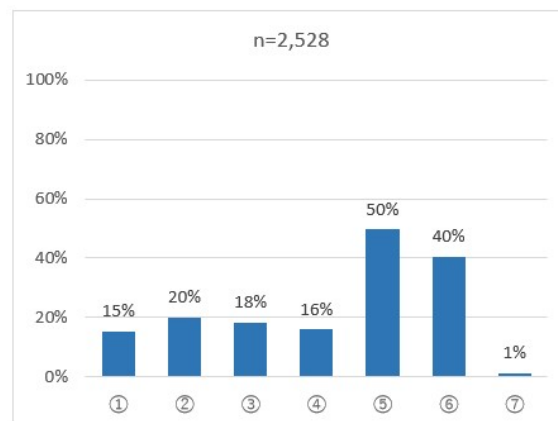
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	2,528	96.1%
回答なし	103	3.9%
総回答数	2,631	100%



●重大リスク (複数回答あり)

n=2,528

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①浸水が数日続く (3日(72時間)未満)	383	15.2%
②浸水が一定以上続く (3日(72時間)以上、2週間以内)	506	20.0%
③浸水が長く続く (2週間以上)	465	18.4%
④氾濫の水流による家屋 倒壊の発生	404	16.0%
⑤ライフライン (電気・ガス・水道)が 停止する	1,255	49.6%
⑥わからない・知らない	1,022	40.4%
⑦その他	33	1.3%

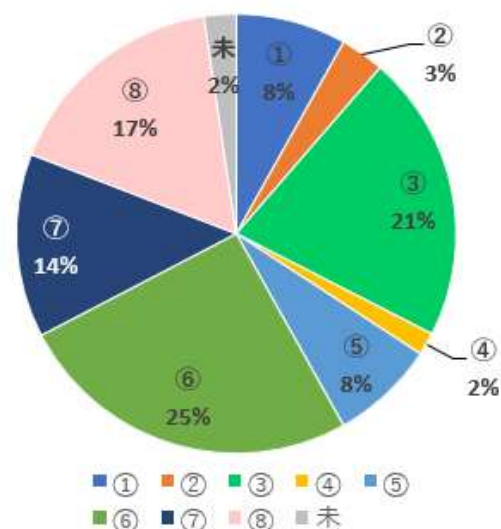


問 11

あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する (区が最も推奨する避難行動)	214	8.1%
②浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する(区 が最も推奨する避難に類似する行動)	85	3.2%
③自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する(区が 推奨する避難行動)	557	21.2%
④車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難す る	44	1.7%
⑤近所の高くて堅牢(コンクリートや重量鉄骨造など)な建物で、 想定浸水深以上の上階へ避難する	202	7.7%
⑥自宅上階(想定浸水深以上)に避難する	670	25.5%
⑦避難することは、考えていない	356	13.5%
⑧わからない	441	16.8%
未回答	62	2.4%
総回答数	2,631	100.0%

※複数の選択肢を回答している場合が 482 件(18.2%)あった。この場合、水害避難行動を考えたときに危険側を想定した回答を集計するため、大きい数字の選択肢として計上している。

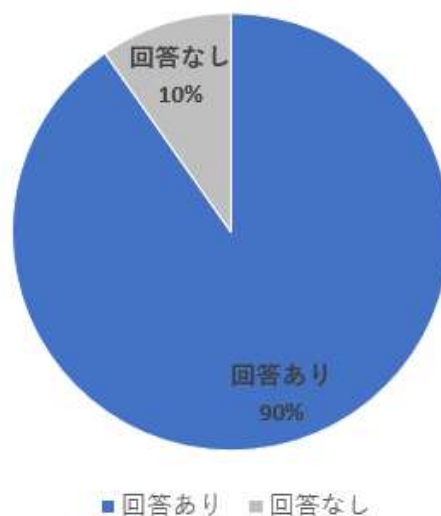


# 問 12

問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を選択された方は、その理由をご回答ください。  
(複数回答可)

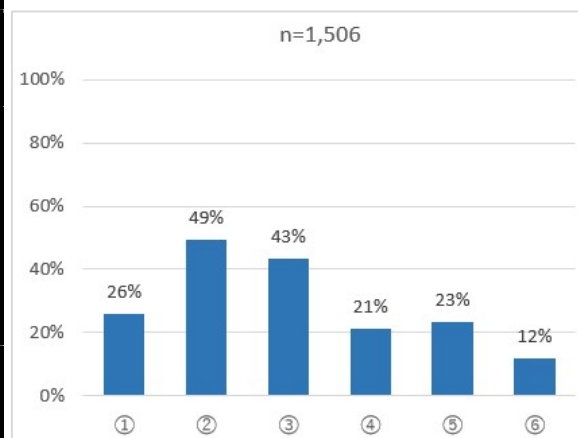
## ●問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を回答した方における回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	1,506	90.2%
回答なし	163	9.8%
総回答数	1,669	100.0%



## ●問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を選択した理由 (複数回答あり) n=1,506

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①浸水しない地区にいる 親戚や知人がいないから	393	26.1%
②避難場所などへの移動 が困難だから	745	49.5%
③水が引くまで、自宅な どの上階への避難で耐え ることができると思うか ら	653	43.4%
④避難場所などでは、不 特定多数の住民との共同 生活が困難だから	323	21.4%
⑤避難場所などの設備で は、生活が困難だから	352	23.4%
⑥その他	178	11.8%

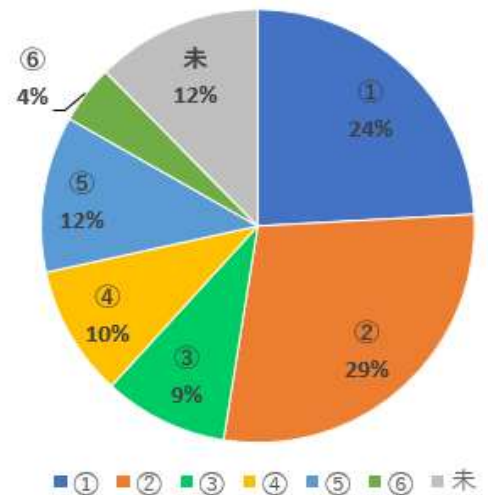


問 13

あなたの避難先へ避難する適切なタイミングの考え方について、ご回答ください。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①気象情報や北区の避難情報を自分で入手し、避難すべきタイミングを自分で判断する。	635	24.1%
②自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、同居家族の判断に合わせる。	747	28.4%
③自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、普段関わりのあるご近所さんなどに教えてもらおう。(教えてもらえるようお願いしている。)	244	9.3%
④自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しい。(避難情報を教えてくれる人が身近にいない。)	257	9.8%
⑤避難に関する情報の入手などについて、考えたことがなく、わからない。	307	11.7%
⑥その他	115	4.4%
未回答	326	12.4%
総回答数	2,631	100.0%

※複数の選択肢を回答している場合が238件(9.0%)あった。この場合、水害避難行動を考えたときに危険側を想定した回答を集計するため、大きい数字の選択肢として計上している。

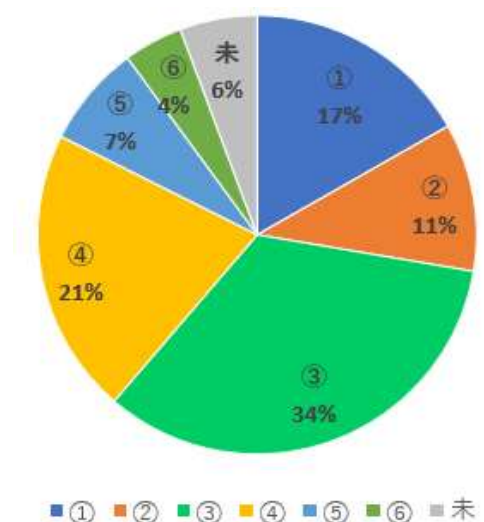


問 14

あなたは、北区が推奨する高台にある避難先への移動を自力(徒歩、公共交通機関、自家用車など)でできると思いますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①自力での移動は、問題なくできる	441	16.8%
②自力での移動は可能だが、家族などの付き添いがないと不安である	287	10.9%
③移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。なお、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいる	885	33.6%
④移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。しかし、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいない	555	21.1%
⑤一般的な乗用車があったとしても、家族など身近な人では移動の支援ができず、介護や医療の専門の人がいないと移動ができない	198	7.5%
⑥その他	115	4.4%
未回答	150	5.7%
総回答数	2,631	100.0%

※複数の選択肢を回答している場合が259件(9.8%)あった。この場合、水害避難行動を考えたときに危険側を想定した回答を集計するため、大きい数字の選択肢として計上している。

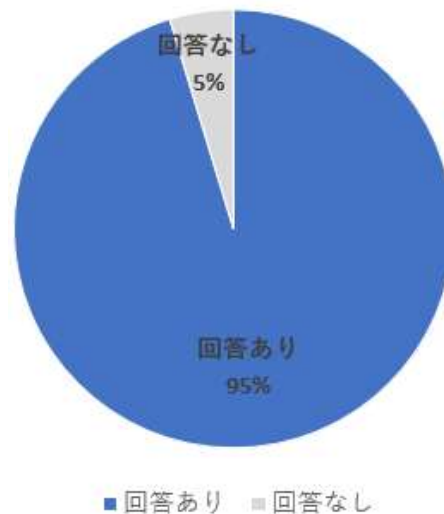


問 15

問 14 で④を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、誰に支援してもらえたらよいと考えますか。(複数回答可)

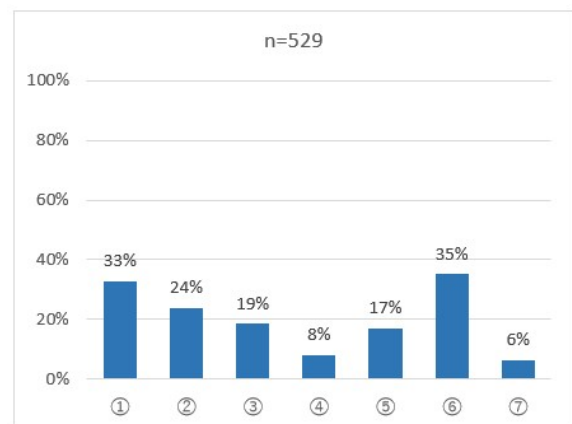
●問 14 で④を回答した方における回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	529	95.3%
回答なし	26	4.7%
総回答数	555	100%



●誰に支援してもらえたらよいと考えるか (複数回答あり) n=529

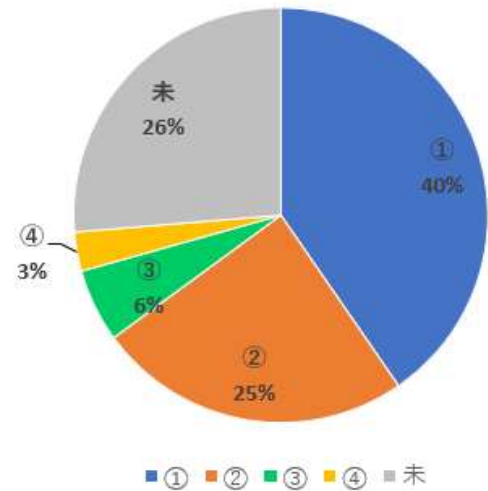
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①普段利用している介護・福祉のサービスの担当者・訪問看護担当者	174	32.9%
②近所の住民	126	23.8%
③町会・自治会の役員	98	18.5%
④民生委員・児童委員	43	8.1%
⑤離れたところに住む親戚・知人	90	17.0%
⑥思いつかない・特にいない	186	35.2%
⑦その他	33	6.2%



# 問 16

問 14 で④・⑤を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、安全な避難のため、町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに対して、あなたの氏名や住所、電話番号、介護や障害の状況などの情報を提供することについて、どのように考えますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①必要なことであり、特に問題はないと考える	304	40.4%
②必要なことと理解するが、他者に自身に関する情報を提供することには不安がある	185	24.6%
③町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに自身に関する情報を提供することには、承諾しかねる	43	5.7%
④その他	23	3.1%
未回答	198	26.3%
総回答数	753	100.0%



# 問 17

避難にあたり、障害・介護の状況からあなたが特別に用意しなければいけないと思うものをご回答ください。(自由記述)

薬	オムツ
車椅子	杖
酸素ボンベ	人工呼吸器外部バッテリー
吸引器	筆記用具（筆談用）
補聴器（電池）	ストーマパウチ
胃ろう用器具	栄養剤
血圧計	透析液バッグ
カテーテル出口部手入れ用のガーゼ	など

※2, 631 件の回答のうち、708 件に記載あり。

# 問 18

避難所生活を考えた場合、あなたにとって必要なことをご回答ください。  
(複数回答可)

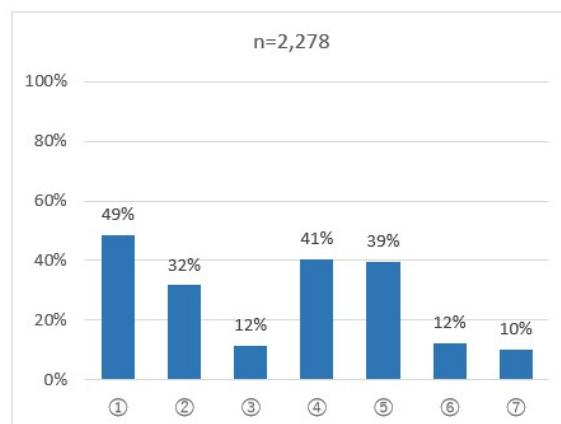
## ●回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	2,278	86.6%
回答なし	353	13.4%
総回答数	2,631	100%



## ●避難所生活に必要なこと (複数回答あり) n=2,278

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①スロープやトイレなど避難所のバリアフリー化	1,106	48.6%
②専門家によるケアを受けることができる体制	723	31.7%
③医療機器などを使うための電源	263	11.5%
④不特定多数の住民との共同生活とならないような空間	923	40.5%
⑤床では起き上がれない、介助が必要などの理由でベッドが必要	899	39.5%
⑥特になし	281	12.3%
⑦その他	229	10.1%



問 19

大規模水害からの避難に関して、疑問や不安なことなど、ご意見があれば記入をお願いします。(自由記述)

いただいたご意見の一部を以下に示す。

問題意識や不安
私は親ですが（75才）子供はもうすぐ50才。障害者なので私が手をつないで歩かないとだめなので先の事は考えられない。
車いすの生活ですので、共同生活は不安がある。目のみえない老犬もいるのでおいていけない。なるべく備蓄しておくようにしたい。
上階への避難（縦方向への行動）はむずかしい。移動は車イスが中心になる。狭いスペースでの往来はきびしい。トイレ、入浴などはバリアフリー用で、場合によっては介助が必要になる。
家は二階だけですので、近所の人は屋根に上がったと申しますがむりです。しかたないのであきらめています。
主人は介護が必要で歩けませんし、娘は会社ですのでとても不安です。パソコンもありませんし、テレビだけです。
障害者の避難先が明確でないと思います。（一般の人と一緒にでは）
現在、自力歩行が出来ないので、車椅子が必要となります。又、他に障害がある為、車椅子を操作する人が必要です。特に老々介護（夫婦のみの生活）の為、不安ですが、14建のマンションの13階に住宅しているので、少しは安心かと思っております。
・外国人なので、情報が伝わらない場合があるのではないかと不安です。
父が別の場所に避難し、生活する事になった際、自宅にある透析のセットを持って行く事ができなかった場合の過ごし方等が不安です。
近所に家族はいるが、平日の日中は家族は仕事の為一人になるから不安。
知的障害があるので、不特定多数の住民との共同生活は難しい可能性あり、大規模水害となると、避難場所に皆入る事は困難と思う。障害者のための避難場所をある程度決めて頂いた方が、この様な災害の時には行きやすいと思う。
高齢（92才）で単身生活、親族は他区にいて緊急時は頼りにならない。水害や災害の時、近くに相談出来る人が欲しい。
・初めての場所では落ちつかなくなり、トイレも入りたがらない。 ・避難生活が長くなった場合に他の人との区切りがないと声を出したり、身体を揺らしたりの行動が多くなる。 ・周りの人に手を出すことがあるので周りの人との距離が必要。
避難所への移動には支援する人が必要であるが、家族や慣れた人でないと難しく、自宅3階にとどまることが今現在が一番かと思われる。自閉症で音に過敏ということや発作もあることを考えると、多くの人が集まる所への避難は大変で、とても不安がある。
自宅避難の場合の支援はあるのか？水・食料・等。

問題意識や不安
透析をしている為、避難してからの病院情報が早くわかれば助かります。薬も多く服用していて、自宅から持ち出せれば良いが、何も持たず避難した場合は数日以上になると不安です。
・高齢者の多い街なのに、避難場所が遠く、避難経路の分かりにくい高台にある。     ・大雨時の避難のタイミングがわかりにくい。     ・防災無線による呼びかけも（大雨時）全く聞きとれない。（大雨時でなくても高齢者には聞きとれない。）

要望
地域ごとの細かな情報がお願いしたい。
スマホで通知（避難情報）してくれると助かります。そして文字で（これ重要）。
耳がきこえないので情報が入らないことが不安。目で見えてわかるように情報をボードなどに書いて欲しい。
夫婦共に高齢者であり、特に妻には訪問介護中ですので、自宅近くに指定避難場所（建物）があればと強く要望致します。
盲導犬と暮らしているため、避難所へ行ってもスムーズに受け入れてもらえるか、周囲の人とトラブルにならないか心配です。区でも確認、周知をお願いします。
寝たきりのため、一般の避難所では困難と考えますが、区内のどこに避難所があるか、指定の場所に避難したときに、必要な設備などがあるのか、情報が全くなくわかりません。適切な情報を公開して欲しいです。また、以前台風のときも、要介護者が避難すべきタイミング等の連絡はなく、区の体制は全く役に立ちませんでした。
とにかく早めに（まだ雨が降っていない頃にでも）避難所を開けてほしいです。聞いたら、確実に連絡がくるようになるとたすかります。家族全員が避難所に行くためには車で2往復しないとならないし、オムツなどの荷物も多くなるし…本人の不安が大きくなり不穏になるとまわりへの迷惑も大きくなると思いますので、なるべく慣れた場所、いつも通っている施設に避難できるとありがたいです。水害はほんとうに心配です。
1 年程前、訪看さんと災害時個別支援計画書を作成しました。その時点で、人工呼吸器を使用している方が使える避難所が北区にない事に驚きました。問 17 であげたように、本人の生命維持の為に必要な物は家族が手に持って運べるような量ではありません。避難所生活をすると仮定すると、介護者の仮眠も含め、最低3 畳程のスペースと、3 ～6 個の電源が必要です。さらに介護者1 人が数日以上全て1 人で介護を行う事も不可能と考えます。高台にある病院・介護施設・特別支援学校なども重度障害者用の避難場所として、区が主導して手配していただけると、本人や家族が自宅にとどまろうとする選択肢が減ると思います。それから、荒川堤防のかさ上げ工事により堤防決壊のリスクが低くなったとの事、皆様に感謝します。
荒川・隅田川のすぐ近くに住んでいる（4 F）ので、このようなニュースやアンケートなどみ

要望
ると新ためて恐ろしいと思う。大規模訓練が必要かと思う。
どこへ避難してよいかわからない。タイミングもわからない。低地帯の人と高地帯の人とのペアリングなどを（水害時や他のことでも）行政が行ってくれるといいなと思う。
以前、台風１９号、２０１８だったか覚えていないのですが、赤羽台の中学校や小学校に避難したいと思い車で行きました。そこでは避難場所指定になっていたのですが、あいていませんでした。後日確認したら地震の時だけと区役所の方に言われました。もっとわかりやすくしてほしいです。又、ペットも家族です。命を大切にと言うのであれば弱者、ペットの事を真剣に考えてほしいです。避難場所をもっとわかりやすく説明してほしいし、ＰＣで確認してくださいと言われても、できない方もいると思います。ＨＰを見る事もできない方もいらっしゃると思います。もっと思いやりのある説明をお願いします。

※2,631 件の回答のうち、841 件に記載あり。

王子1丁目

※お住まいの町丁目を入れています。

荒川氾濫に伴う大規模水害時の避難に関するアンケート調査票

令和4年2月 北区 危機管理室 防災・危機管理課

番号に○をつけていただく、もしくは( )の中に記入いただくことにより、ご回答をお願いします。

回答は、同封の返信用封筒により、**2月28日(月)**までに、ポストに投函ください。

なお、文中の「あなた」は、封筒宛名に記載のある避難行動要支援者ご本人を示しますが、本アンケート調査票の記入にあたっては、ご本人のご家族やご本人から記入の依頼を受けた福祉サービス関係者などが行っている問題ありません。

1. あなたの年代について

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

① 10代以下 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代 ⑦ 70代 ⑧ 80代以上

2. あなたの性別について、ご回答ください。

① 男性 ② 女性 ③ 左記にあてはまらない

3. あなたと一緒に住んでいるご家族の構成(世帯構成)について、ご回答ください。

① 一人暮らし ② 夫婦のみ ③ 親と子(2世代) ④ 祖父母と親と子(3世代)

⑤ その他( )

4. あなたのご自宅の居住形態について、ご回答ください。

① 一戸建て( ) ② 共同住宅( ) ③ 部分 ④ その他( )

5. あなた、もしくはあなたのご家族について、町会・自治会に加入していますか。

① はい ② いいえ ③ わからない・知らない

6. あなたは、民生委員・児童委員などのような関わりがありますか。

① 定期的に訪問などを受けており、関わりを持っている ③ わからない・知らない

7. あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

① 要介護 ② 視覚障害 ③ 聴覚障害 ④ 肢体不自由もしくは体幹機能障害

⑤ 内部障害(心臓・じん臓・呼吸器など) ⑥ 知的障害 ⑦ 精神障害 ⑧ 該当するものはない

問8 あなたは日頃、介護保険サービスや障害福祉サービスで外部事業者を利用していますか。

① 利用している (例にならって、下表に代表的なサービスを2つまで記入をお願いします。)

No.	サービスの種別	サービス事業者名と連絡先
例	ア、通所介護	株式会社北愛福祉社 TEL03-3908-xxxx
1		
2		

【サービスの種類の選択肢の例】

【介護】 ア、通所介護(デイサービス) イ、訪問介護(ホームヘルプ) ウ、訪問看護

【障害】 エ、居宅介護(身体介護・家事援助・通院等介助) オ、重度訪問介護/重度障害者等包括支援

カ、同行支援 キ、生活介護 ク、児童発達支援/医療型児童発達支援

ケ、放課後等デイサービス コ、居宅訪問型児童発達支援 サ、意思疎通支援(手話通訳派遣等)

【共通】 シ、その他(具体的に)

② 利用していない

2. 荒川氾濫に伴う大規模水害について

問9 荒川氾濫時の自宅の最大浸水深について、知っていますか。

(参照:参考資料や東京都北区洪水ハザードマップ)

① 0.5m未満 ② 0.5～3.0m ③ 3.0～5.0m ④ 5.0m以上 ⑤ わからない・知らない

問10 荒川氾濫時に自宅で発生する可能性がある重大なリスクについて、知っていますか。

(参照:参考資料) (複数回答可)

① 浸水が数日続く(3日(72時間)未満) ② 浸水が一定以上続く(3日(72時間)以上、2週間以内)

③ 浸水が長く続く(2週間以上) ④ 氾濫の水流による家屋倒壊の発生

⑤ ライフライン(電気・ガス・上下水道)が停止する ⑥ わからない・知らない

⑦ その他( )

問11 あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。(参照:参考資料)

① 浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する。(区が最も推奨する避難行動)

② 浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する。(区が最も推奨する避難行動)

③ 自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所へ避難する。(区が推奨する避難行動)

④ 車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する。

⑤ 近所の高くて堅牢(コンクリートや重量鉄骨造など)な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する。

⑥ 自宅上階(想定浸水深以上)に避難する。

⑦ 避難することは、考えていない。 ⑧ わからない

※⑤～⑧を選択された方は問12～、①～④を選択された方は問13～ ご回答ください。

**問12** 問11で⑤・⑥・⑦・⑧を選択された方は、その理由をご回答ください。(複数回答可)

- ① 浸水しない地区にいる親戚や知人がいないから。
- ② 避難場所などへの移動が困難だから。
- ③ 水が引くまで、自宅などの上階への避難で耐えることができると思うから。
- ④ 避難場所などでは、不特定多数の住民との共同生活が困難だから。
- ⑤ 避難場所などの設備では、生活が困難だから。
- ⑥ その他( )

**問13** あなたの避難先へ避難する適切なタイミングの考え方について、ご回答ください。

- ① 気象情報や北区の避難情報を自分で入手し、避難すべきタイミングを自分で判断する。
- ② 自分で得た情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、同居家族の判断に合わせる。
- ③ 自分で得た情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、普段関わりのあるご近所さんなどに教えてもらう。(教えてもらえるようにお願いしている。)
- ④ 自分で得た情報入手や、避難タイミングの判断は難しい。(避難情報を教えてくれる人が身近にいない。)
- ⑤ 避難に関する情報の入手などについて、考えたことがなく、わからない。
- ⑥ その他( )

**問14** あなたは、北区が推奨する高台にある避難先への移動を自力(徒歩、公共交通機関、自家用車など)でできると思っていますか。

- ① 自力での移動は、問題なくできる。
- ② 自力での移動は可能だが、家族などの付き添いがないと不安である。
- ③ 移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。なお、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいる。

※「タクシーなど普通乗用車の手配ができれば、あなたが頼りにできる方の支援により、避難先へ移動できる方」は、③を選択してください。

- ④ 移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。しかし、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいない。

※「避難場所までの移動手段の有無に関わらず、付き添いのあてがない方」は、④を選択してください。

- ⑤ 一般的な乗用車があったとしても、家族など身近な人では移動の支援ができず、介護や医療の専門の人がいけないと移動できない。
- ⑥ その他( )

※④を選択された方は問15へ、⑤を選択された方は問16へ、それ以外の方は問18へ お答えください。

問 15	問 14 で④を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、誰に支援してもらえたらよいと考えますか。(複数回答可)
①	普段利用している介護・福祉のサービスの担当者・訪問看護担当者 ② 近所の住民
③	町会・自治会の役員 ④ 民生委員・児童委員 ⑤ 離れたところに住む親戚・知人
⑥	思いつかない・特にいない
⑦	その他( )
問 16	問 14 で④・⑤を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、安全な避難のため、町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに対して、あなたの氏名や住所、電話番号、介護や障害の状況などの情報を提供することについて、どのように考えますか。
①	必要なことであり、特に問題はないと考える。
②	必要なことと理解するが、他者に自身に関する情報を提供することには不安がある。
③	町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに自身に関する情報を提供することは、承諾しかねる。
④	その他( )
問 17	避難にあたり、障害・介護の状況からあなたが特別に用意しなければならないと思うものを回答ください。(自由記述)
	例：人工呼吸器の外部バッテリー、充電式吸引器、酸素ボンベ、スチームパワチ など
問 18	避難所生活を考えた場合、あなたにとって必要なことをご回答ください。(複数回答可)
①	スロープやトイレなど避難所のバリアフリー化 ② 専門家によるケアを受けることができる体制
③	医療機器などを使うための電源 ④ 不特定多数の住民との共同生活とならないような空間
⑤	床では起き上がれない、介助が必要などの理由でベッドが必要 ⑥ 特になし
⑦	その他( )
問 19	大規模水害からの避難に関して、疑問や不安なことなど、ご意見があれば記入をお願いします。(自由記述)

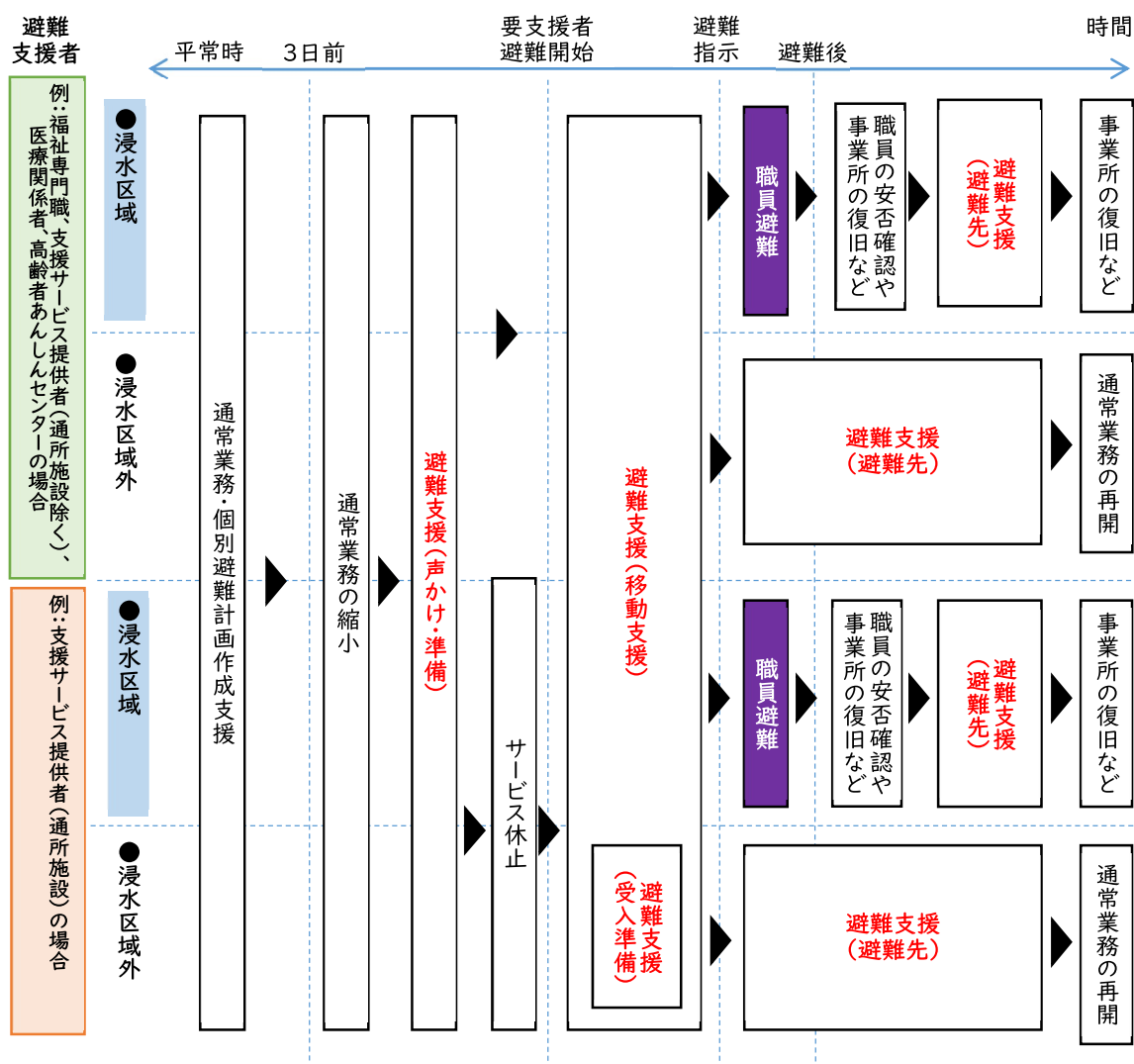
以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

**参考資料5** 避難支援者による要支援者の移動支援シミュレーション

避難行動要支援者の避難支援のうち、避難支援者にとって最も調整が困難なのが、避難先までの移動支援だと考えられる。

そこで、北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る検討委員会（第7回）にて、移動支援に至るまでをイメージしたフロー図や、移動支援を実施できる可能性のある支援者の人数と要支援者の人数のバランスのシミュレーションなどを検討した。

## ■避難支援者における支援実施のイメージ

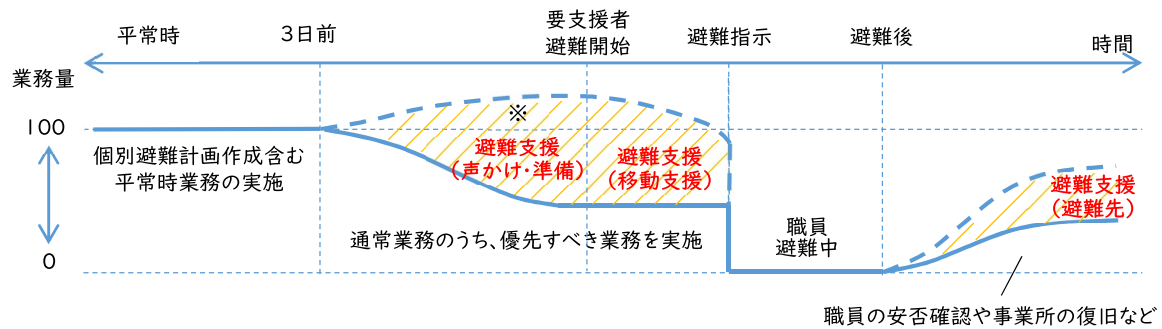


## ■ 通常業務から避難支援への移行のイメージ

【例：福祉専門職、支援サービス提供者（通所施設除く）、医療関係者、高齢者あんしんセンターの場合】

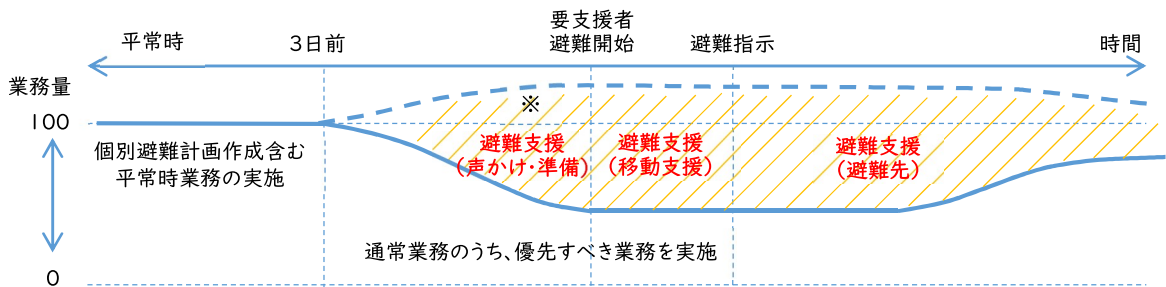
### ● 浸水区域内に事業所等が位置している場合

- ・例えば就業時間中に発災する場合、従業員も避難が必要となる。
- ・発災が想定される段階から、通常業務のリソースを避難支援に割く必要がある。



### ● 高台に事業所等が位置している場合

- ・発災が想定される段階から、通常業務のリソースを避難支援に割く必要がある。
- ・職員が避難する必要がないため、発災後も通常業務の継続と可能な範囲で避難先での支援を実施する必要がある。



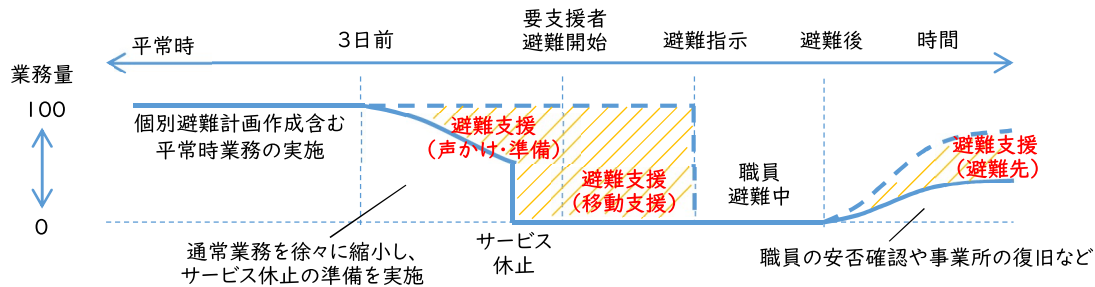
※ 避難支援業務が加わるため、平常時の通常業務の量を上回る可能性がある。

※ 職員の中には、自宅に帰宅するもしくは出勤できないなど、避難支援を実施できない人も想定されるため、人手が不足する可能性もある。

## 【例：支援サービス提供者（通所施設）の場合】

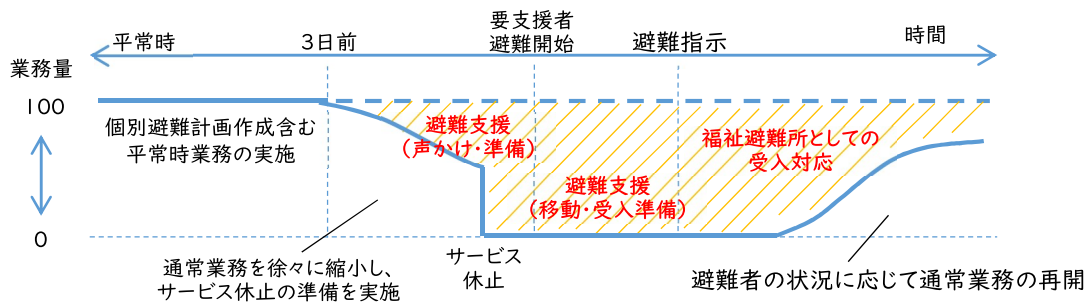
### ●浸水区域に事業所等が位置している場合

- ・通所施設の場合は、サービス休止を想定した行動を行う。（休止連絡等）
- ・就業時間中に発災する場合、利用者の帰宅や、従業員も避難が必要となる。
- ・発災が想定される段階から、通常業務のリソースを避難支援に割く必要がある。



### ●高台に事業所等が位置している場合（福祉避難所等に指定されている施設も含む）

- ・発災が想定される段階から、通常業務のリソースを避難支援に割く必要がある。
- ・職員が避難する必要がないため、発災後も通常業務の継続と可能な範囲で避難先での支援を実施する必要がある。



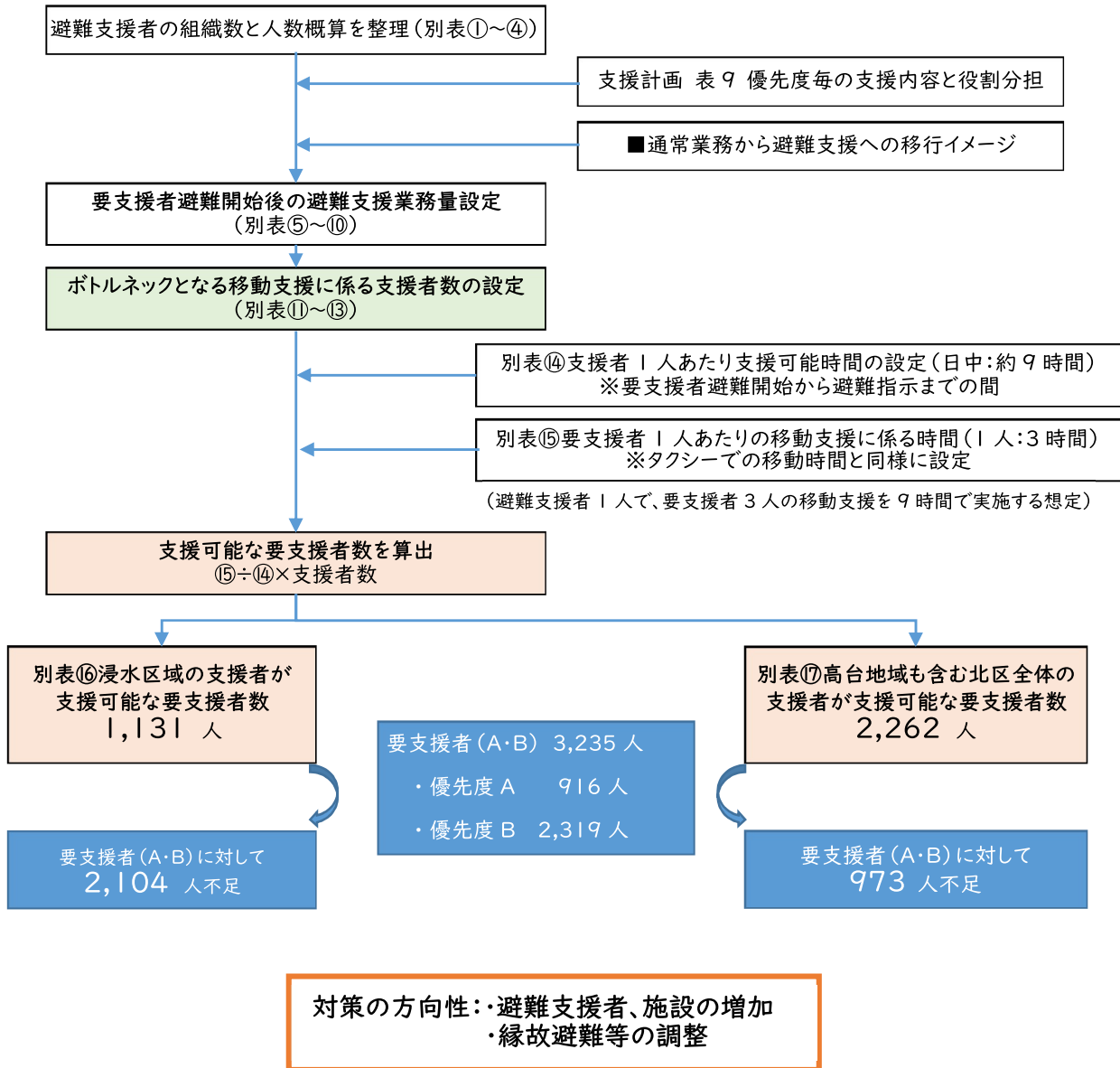
※サービス休止の時間は目安。実際にサービス休止をする場合の判断は事業者が行うが、このイメージ図では利用者の安全性を考慮して休止とした。

## ■移動支援に係る需給シミュレーション①

先述した「■避難支援者における支援実施のイメージ」の考え方を踏まえ、別表に示す想定される支援者の人数から、要支援者の移動支援に係る需給をシミュレーションした。

要支援者1人の移動支援に係る時間を2パターン設定し、シミュレーションを実施した。シミュレーション①は、要支援者1人あたりの移動支援に係る時間を3時間に設定したものである。

### ●要支援者1人あたりの移動支援に係る時間を3時間とした場合



避難支援者の人数と支援可能な要支援者のシミュレーション数

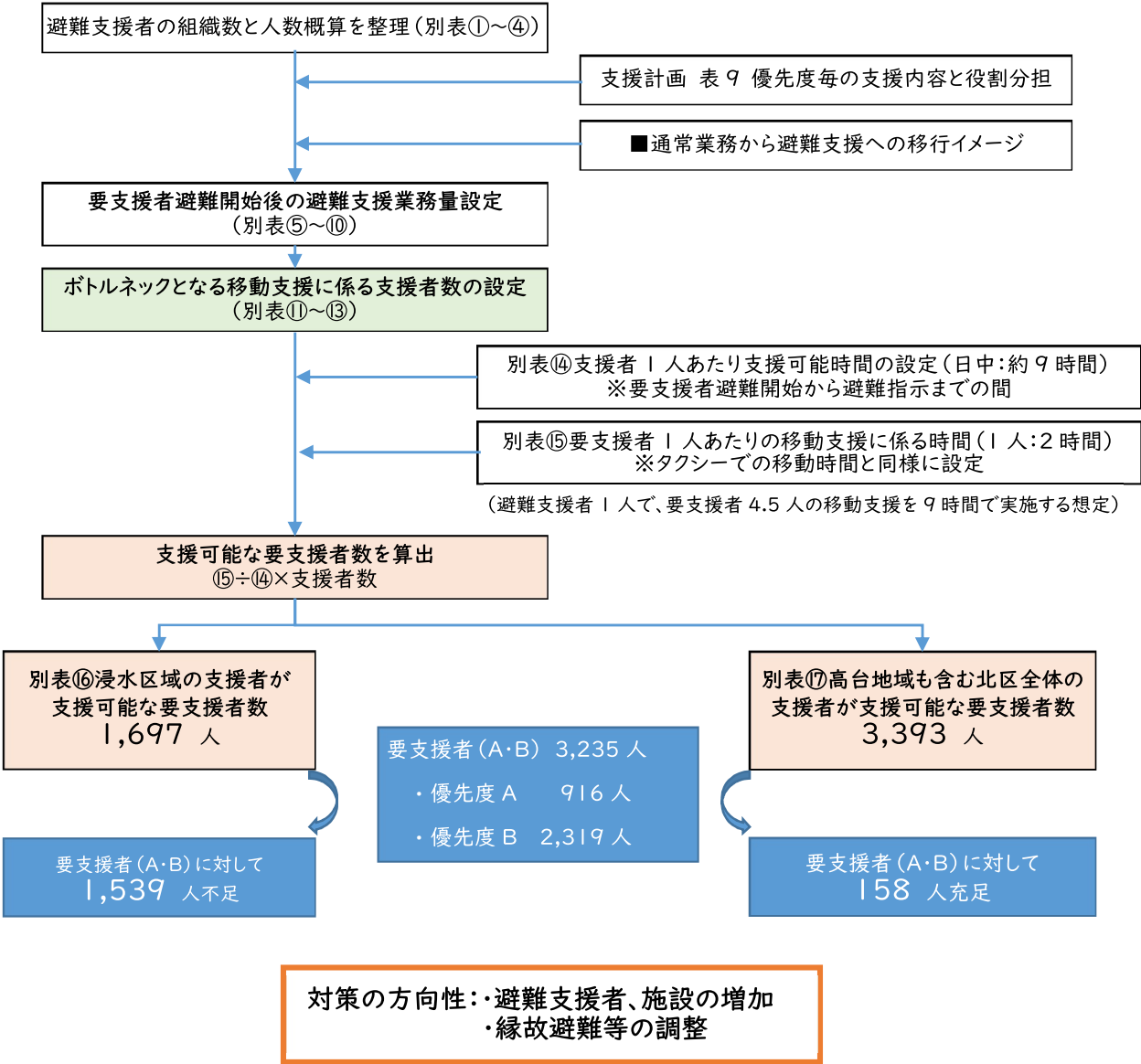
避難支援に係る需給検証のため、避難支援者数を以下のとおりと想定しシミュレーションを行う

分類	※1 北区全体		想定浸水 区域内 ※2		要支援者避難開始後の 避難支援業務量設定 ※3						移動支援支援者数 (想定)			⑭ 支援者 1人あたり 支援可能 時間 (想定)	⑮ 要支援者 1人あたり の移動支援 に係る時間 (想定)	支援可能な 要支援者数	
	① 組織 数	② 人 数 概 算	③ 組 織 数	④ 人 数 概 算	⑤ 通 常 業 務	⑥ 声 掛 け	⑦ 避 難 準 備	⑧ 移 動 支 援	⑨ と り ま と め	⑩ 受 入 準 備	⑪ 浸水 地域の 支援者 (④*⑧)	⑫ 高台 地域の 支援者 (②-④* ⑧)	⑬ 北区 全体の 支援者 (⑫+⑬)			⑯ 浸水 区域の 支援者 (⑯/⑮* ⑪)	⑰ 北区 全体の 支援者 (⑯/⑮* ⑬)
福祉 専門職	110	240	55	120	50%	－	－	45%	5%	－	54	54	108	9	3	162	324
介護 サービス 提供者	50	500	25	250	50%	－	－	50%	－	－	125	125	250	9	3	375	750
障害者福祉 サービス提供 事業者	4	120	2	60	休止	－	－	80%	－	20%	48	48	96	9	3	144	288
医療関係者	24	120	12	60	50%	－	－	50%	－	－	30	30	60	9	3	90	180
避難支援 等関係者	40	800	9	400	50%	－	－	30%	－	25%	120	120	240	9	3	360	720
合計	228	1,780	103	890	－	－	－	－	－	－	377	377	754	－	－	1,131	2,262
※1 職員の実働数等を踏まえ仮定した数値																3,235	3,235
※2 浸水想定区域は北区のほぼ半分を占めているため、北区全体の50%を想定した人数を整理している。																-2,104	-973
※3 通常業務から避難支援への移行イメージより想定して設定																要支援者数 (A・B) 過不足	

# ■移動支援に係る需給シミュレーション②

シミュレーション②は、シミュレーション①より必要な時間を短くして、要支援者 1 人あたりの移動支援に係る時間を 2 時間に設定したものである。

## ●要支援者 1 人あたりの移動支援に係る時間を 2 時間とした場合



避難支援者の人数と支援可能な要支援者数のシミュレーション数

避難支援に係る需給検証のため、避難支援者数を以下のとおりと想定しシミュレーションを行う

分類	※1 北区全体		想定浸水 区域内※2		要支援者避難開始後の 避難支援業務量設定 ※3					移動支援支援者数 (想定)			⑭ 支援者 1人あたり 支援可能 時間 (想定)	⑮ 要支援者 1人あたり の移動支援 に係る時間 (想定)	支援可能な 要支援者数		
	① 組織 数	② 人 数 概 算	③ 組 織 数	④ 人 数 概 算	⑤ 通 常 業 務	⑥ 声 掛 け	⑦ 避 難 準 備	⑧ 移 動 支 援	⑨ と り ま と め	⑩ 受 入 準 備	⑪ 浸水 地域の 支援者 (④×⑧)	⑫ 高台 地域の 支援者 (②・④× ⑧)			⑬ 北区 全体の 支援者 (⑫+⑬)	⑯ 浸水 区域の 支援者 (⑩/⑮× ⑪)	⑰ 北区 全体の 支援者 (⑩/⑮× ⑬)
福祉 専門職	110	240	55	120	50%	－	－	45%	5%	－	54	54	108	9	2	243	486
介護 サービス 提供者	50	500	25	250	50%	－	－	50%	－	－	125	125	250	9	2	563	1,125
障害者福祉 サービス提供 事業者	4	120	2	60	休止	－	－	80%	－	20%	48	48	96	9	2	216	432
医療関係者	24	120	12	60	50%	－	－	50%	－	－	30	30	60	9	2	135	270
避難支援 等関係者	40	800	9	400	50%	－	－	30%	－	25%	120	120	240	9	2	540	1,080
合計	228	1,780	103	890	－	－	－	－	－	－	377	377	754	－	－	1,697	3,393
※1 職員の実働数等を踏まえ仮定した数値														要支援者数 (A・B)		3,235	3,235
※2 浸水想定区域は北区のほぼ半分を占めているため、北区全体の50%を想定した人数を整理している。														過不足		-1,539	158

## 参考資料6 車両による移動支援シミュレーション

優先度ごとの要支援者数、使用可能な車両台数、所要時間等は、想定される参考の数値である。これらの数値をもとに、北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る検討委員会（第5回）にて、車両による移動支援について検討した。



※UD タクシー

ユニバーサルデザインタクシーの略称。ゆとりのある車内空間や、乗降用の手すり、車いすのまま乗降できるスロープ等を備えた、誰もが利用しやすいタクシー車両のこと。

### 【検討の考え方】

- ・優先度 A、B1 については、民間救急・介護タクシー・UD タクシーの利用
- ・優先度 B2（手あげ登録者）、家族支援ありの方については、通常タクシーの利用
- ・1台で要支援者1名乗車を前提に算定（支援者が同乗可能）
- ・要配慮者利用施設の入所者は、施設保有の車両を利用することを想定
- ・タクシーの活用可能数に大きく左右されることから、タクシーの確保台数 250 台、500 台、1000 台とした場合の、輸送時間を試算
- ・要配慮者利用施設における車両の保有数も不明であるため、仮に 30 台、100 台、232 台とした場合で、輸送時間を試算
- ・優先度 D については、優先度 A～C（約 5,800 人）から一定数優先度 D に該当するものがあると仮定し、バスでの輸送時間を試算

## 参考資料 7 福祉避難所の収容人数のシミュレーション

区では、大規模水害時に 4 種の福祉避難所を開設することを想定している。福祉避難所へ避難する可能性のある避難行動要支援者などの人数と、現状の福祉避難所で受け入れることができる概算の人数をシミュレーションした。

### 【避難者数の想定】

区分	対象者数(人)	介助者・職員込の避難者総数(人)※
避難行動要支援者（優先度 A・B）	3,261	6,522
要配慮者利用施設入所者	1,759	2,110.8
合計	5,020	8,632.8

※ 避難行動要支援者は、介助者 1 名を同行する想定する。要配慮者利用施設入所者は、施設職員を含めて、利用定員数の 1.2 倍が避難する想定とする。

### 【福祉避難所の受け入れ可能人数の想定】

区分	設備	受入可能人数(人)※
① 福祉避難所（通所型）	介護・看護職員が配置され、排泄、食事等の介護を行うための日常生活用具を備える施設	約 500
② 福祉避難所（介護型）	日常的に要介護者の受入れを行う、寝具や要介護者の避難生活に配慮した生活物資を備える施設	約 200
③-1 福祉避難所（補完型） （ふれあい館）	要配慮者利用施設としての機能を備えていない	約 1,300
③-2 福祉避難所（補完型） （ふれあい館以外）		約 250
④福祉避難所（準補完型）（4校）		約 6,600
		約 8,850

※ 防災・危機管理課の基準にて算出した想定人数



避難者数：8,633 人 < 受入可能人数：約 8,850 人 となり、対象者全員の避難が可能である。  
ただし、福祉避難所の環境や運営の向上に向けて、引き続き福祉避難所の確保・拡充等が必要である。

# 北区

## 大規模水害（荒川氾濫）

### を想定した個別避難計画書

### （案）

本計画の対象者

（ふりがな）  
氏 名

計画作成者

作成年月日

所属・氏名

年 月 日

## 避難行動要支援者とそのご家族の皆様へ

- ・この個別避難計画は、大規模水害（荒川氾濫）を想定して、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援を要するとして、避難行動要支援者名簿に登録されている方が作成の対象です。
- ・個別避難計画の作成と、避難支援の関係者・関係機関への情報提供について、事前に同意をいただいた場合に作成します。
- ・なお、この計画は避難支援の可能性を向上させるものであり、内容に基づく避難支援が必ず実施されることを保証するものではない旨をご理解下さい。
- ・作成した個別避難計画は、必要な時に確認できる場所に保管してください。
- ・また、避難支援者や地域の住民と水害避難について定期的に話し合ったり、この計画に基づく訓練と計画の見直しをしたり、自身と避難支援者で水害避難に関する意識を高めることが重要です。

## 避難支援の関係者の皆様へ

- ・この個別避難計画は、避難行動要支援者の個人情報に記載されているため、計画の取り扱いには細心の注意が必要です。計画を共有されている関係者・関係機関の皆様は、自身以外が計画を閲覧できる状態にしないよう、適切な管理をお願いします。
- ・個別避難計画に定める避難支援の実施については、法的責任や義務が伴うものではないですが、誰ひとり取り残されない避難を実現するために支援をお願いするものです。自身や家族の安全確保も重要であるため、避難行動要支援者への支援は早めの実施をお願いします。

## 計画の構成

- |                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| 1. 本人データ（P.1）    | …本計画の対象者の基礎的情報             |
| 2. 避難支援方針（P.3）   | …避難時に、いつ、だれが、どのような支援を実施するか |
| 3. 避難支援者一覧（P.5）  | …支援内容ごとの避難支援者とその連絡先        |
| 4. 支援に必要な情報（P.6） | …避難先までの避難行動や、避難先での留意事項     |
| 5. 計画の見直し状況（P.8） | …計画見直しの履歴の整理               |

## 問合せ窓口

- ・個別避難計画に関するお問合せ、計画の提出や更新などについては、以下にご連絡下さい。

北区 福祉部 地域福祉課（北区役所第二庁舎3階） Tel：03-3908-9015



■緊急連絡先

1	氏名				住所			
	続柄		TEL		FAX		メール	
2	氏名				住所			
	続柄		TEL		FAX		メール	

■居住情報

住居形態	<input type="checkbox"/> 戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋、鉄骨
建物階数	階建	居住階	階
エレベータの有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	居住場所の見取り図（寝室や普段過ごしている部屋等）	
水害リスクのある河川	荒川		
最大想定浸水深	メートル		
浸水継続時間	時間		
家屋倒壊等 氾濫想定区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外		

■利用中の福祉・介護サービス等

No.	サービスの種別	福祉・介護サービス事業者等	電話番号（事業者）
1			
2			
3			

■かかりつけ医

No.	診療科目	疾患名	服薬内容	医療機関名	電話番号
1					
2					
3					

■避難行動要支援者名簿提供者

地域振興室		町会・自治会	
民生委員		高齢者あんしんセンター	
警察		消防	

## 2. 避難支援方針

### ■避難行動と必要な支援に関する事項

平時の声掛け		
いつ連絡 するのか	避難準備の連絡	
	避難開始の連絡	
誰が連絡する のか	<input type="checkbox"/> 支援者（準備連絡・避難開始） （氏名等）	<input type="checkbox"/> 区職員（準備連絡・避難開始） （部署等）
	<input type="checkbox"/> 事業者（準備連絡・避難開始） （事業者名等）	<input type="checkbox"/> その他（準備連絡・避難開始） （氏名等）
誰に連絡する のか	<input type="checkbox"/> 本人（準備連絡・避難開始） （氏名等）	<input type="checkbox"/> 支援者（準備連絡・避難開始） （氏名等）
	<input type="checkbox"/> 家族・知人（準備連絡・避難開始） （氏名等）	<input type="checkbox"/> その他（準備連絡・避難開始） （氏名等）
連絡手段	<input type="checkbox"/> 電話（） <input type="checkbox"/> FAX（） <input type="checkbox"/> メール（） <input type="checkbox"/> 訪問（） <input type="checkbox"/> その他（）	
どこへ避難 （避難先）	避難先①（） 避難先②（）	
どうやって 避難 （避難手 段）	・ 必要な移動補助具（ <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> その他（）） ・ 避難先への移動   <input type="checkbox"/>徒歩           <input type="checkbox"/>車いす（自走）           <input type="checkbox"/>車いす（介助）  <input type="checkbox"/>車両（自宅等で保有）           <input type="checkbox"/>車両（手配が必要）  <input type="checkbox"/>公共交通機関（電車）           <input type="checkbox"/>公共交通機関（バス）  <input type="checkbox"/>その他（）	
	・ 車両に必要な機能   <input type="checkbox"/>通常車両のいすで可能           <input type="checkbox"/>車いすのまま乗車できる  <input type="checkbox"/>リフト等の機能が必要           <input type="checkbox"/>ストレッチャーのまま乗車できる  <input type="checkbox"/>その他（）	
	・ 支援者に求める 支援内容   <input type="checkbox"/>一緒に歩く           <input type="checkbox"/>車いすを押してもらう  <input type="checkbox"/>車両の運転           <input type="checkbox"/>車両の手配  <input type="checkbox"/>車両や公共交通機関への乗り降り補助  <input type="checkbox"/>車両や公共交通機関で避難先へ同行  <input type="checkbox"/>その他（）	
誰と一緒に 避難するの か	合計 _____人 <input type="checkbox"/> 本人 1人 <input type="checkbox"/> 家族・知人等 _____人（） <input type="checkbox"/> 避難支援者 _____人（） <input type="checkbox"/> その他の方 _____人（）	

自宅から 避難先への 経路図等	
-----------------------	--

■避難する際に必要な持ち物

避難先でも 必要な医療機 器・器具	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
常用薬など	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> お薬手帳	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 健康保険証（受給者証を含む）
食事関連 （特定の食事 や、食事の際に 必要なもの等）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
生活関連 （避難先での生 活や排泄等に必 要なもの等）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
救急・衛生関 連	<input type="checkbox"/> 消毒薬・傷薬 <input type="checkbox"/> マスク・アルコール消毒 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 包帯・ガーゼ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
衣類関連	<input type="checkbox"/> 着替え・タオル <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
その他に必要 なもの	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

### 3. 避難支援者一覧

支援項目	所属（事業者名）	氏名	住所・連絡先
声掛け支援			
避難準備 手伝い支援			
移動同行支援			
避難先での支援			

#### 【参考】支援項目と支援内容

支援項目	支援内容
声掛け支援	台風が接近したら区から発表される避難所開設情報や、高齢者等避難情報を伝達し、避難を促す。
避難準備手伝い支援	区から情報を得たら、本人宅に行き、避難の際に必要な物資や医療器具等をまとめることを手伝う。
移動同行支援	避難する際に車両に同行し、乗降等の介助を行う。
避難先での支援	避難先に到着後、避難生活を送るにあたって必要な情報を避難先の運営者等と共有や引き継ぎを行う。 もしくは、個別避難計画の情報に基づき、避難先での避難生活を支援する。

#### 4. 支援に必要な情報

■身体的留意事項（寝たきり等介護の注意点・障害の内容・その他医療的ケア等）

No.	項目	注意点・留意事項
1	介護	<input type="checkbox"/> 寝たきりで座位が困難 <input type="checkbox"/> 杖がないと歩行できない <input type="checkbox"/> 車いすが必要 <input type="checkbox"/> 常に誰かが見守っている必要がある <input type="checkbox"/> 認知症がある <input type="checkbox"/> 自由記述（ <input type="checkbox"/> 自由記述（
2	障害	<input type="checkbox"/> 自力での歩行が困難 <input type="checkbox"/> 常に誰かが見守っている必要がある <input type="checkbox"/> パニックを起こす可能性がある <input type="checkbox"/> 普段と異なる環境に不安がある <input type="checkbox"/> 自由記述（ <input type="checkbox"/> 自由記述（
3	医 療 的 ケ ア	<input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 経鼻栄養 <input type="checkbox"/> 中心静脈栄養 <input type="checkbox"/> 点滴静脈注射 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 気管切開 <input type="checkbox"/> 吸引器 <input type="checkbox"/> 在宅酸素療法 <input type="checkbox"/> 留置カテーテル <input type="checkbox"/> 腹膜透析 <input type="checkbox"/> 感染症等（ <input type="checkbox"/> ケアの継続に電源が必要 <input type="checkbox"/> 自由記述（ <input type="checkbox"/> 自由記述（
4	食事形態	<input type="checkbox"/> 介護食が必要 <input type="checkbox"/> 治療食が必要 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 食事を避難先に持っていけない <input type="checkbox"/> 自由記述（ <input type="checkbox"/> 自由記述（
5	ア レ ル ギ ー	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーのため、食事に配慮が必要 <input type="checkbox"/> アレルギー反応により喘息等が発生する可能性がある <input type="checkbox"/> 自由記述（ <input type="checkbox"/> 自由記述（
6	排泄	<input type="checkbox"/> おむつや防水シートなどが必要 <input type="checkbox"/> トイレへ行くには付添いが必要 <input type="checkbox"/> バリアフリースイールが必要 <input type="checkbox"/> ストーマをつけている <input type="checkbox"/> 自由記述（ <input type="checkbox"/> 自由記述（

No.	項目	注意点・留意事項
7	周囲との関わり	<input type="checkbox"/> 不特定多数がいる状況には不安がある <input type="checkbox"/> 知らない人とはコミュニケーションが取れず、家族や支援者が常に付き添っている必要がある。 <input type="checkbox"/> 知らない人とは部屋を分ける必要がある <input type="checkbox"/> 自由記述（ ） <input type="checkbox"/> 自由記述（ ）
8	コミュニケーションの手段	<input type="checkbox"/> 口話 <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 文字盤 <input type="checkbox"/> 大きな声でゆっくり話せば会話可能 <input type="checkbox"/> 自由記述（ ） <input type="checkbox"/> 自由記述（ ）
9	その他	

■情報入手に関する留意事項

■避難タイミングの判断に関する留意事項

■避難準備に関する留意事項

■平常時に自宅で行っている防災対策や、備蓄している物などの整理

■避難先での生活に関する留意事項

■その他特記事項

## 5. 計画の更新状況

実施年月日	記入者	更新内容（概要）
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

### 同意について

本個別避難計画の内容について誤り等がないことを確認し、避難支援の実施に必要な限度で、平常時から避難支援に携わる関係者・関係機関へ本計画を提供することを承諾します。

年 月 日

氏名（自署）

代理署名

（本人との関係）

## 参考資料 9 関係法令

### ■災害対策基本法（施行日：令和四年六月十七日）

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

- 2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定める

ところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
  - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
  - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- 4 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供るときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

二 消防、水防その他の応急措置に関する事項

三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

八 緊急輸送の確保に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

## ■災害対策基本法施行令（施行日：令和三年五月二十日）

(指定緊急避難場所の基準)

第二十条の三 法第四十九条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（次号ロ及び第二十条の六第一号において「居住者等」という。）に開放されることその他その管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものであること。

二 次条に規定する種類の異常な現象（地震を除く。）が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（第二十条の五において「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設については、この限りでない。

イ 当該異常な現象に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。

ロ 洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象の種類で次条第七号の内閣府令で定めるもの（以下このロにおいて「洪水等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下このロ及び第二十条の五において「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

三 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- イ 当該施設が地震に対して安全な構造のものとして内閣府令で定める技術的基準に適合するものであること。
- ロ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

(政令で定める異常な現象の種類)

第二十条の四 法第四十九条の四第一項の政令で定める異常な現象の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 洪水
- 二 崖崩れ、土石流及び地滑り
- 三 高潮
- 四 地震
- 五 津波
- 六 大規模な火事
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める異常な現象の種類

(指定緊急避難場所の重要な変更)

第二十条の五 法第四十九条の五の政令で定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 指定緊急避難場所（安全区域外にある第二十条の三第二号ロに規定する施設であるものにあつては、居住者等受入用部分）の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更
- 二 指定緊急避難場所（地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用するものを除く。）であつて安全区域外にあるものにあつては、次に掲げる変更
  - イ 改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次号において同じ。）の変更
  - ロ 当該指定緊急避難場所（第二十条の三第二号ロに規定する施設であるものに限る。）の居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路の廃止
- 三 地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する指定緊急避難場所（施設であるものに限る。）にあつては、改築又は増築による当該指定緊急避難場所の構造耐力上主要な部分の変更

(指定避難所の基準)

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要

配慮者」という。)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(指定避難所の重要な変更)

第二十条の七 法第四十九条の七第二項において準用する法第四十九条の五の政令で定める重要な変更は、指定避難所の被災者等の滞在の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更とする。

## ■災害対策基本法施行規則（施行日：令和三年五月二十日）

(指定避難所の公示)

第一条の七の二 法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第四号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第一号から第五号までに定める基準に適合するものを除く。以下この項において「指定一般避難所」という。）を指定したときは、当該指定一般避難所の名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第四十九条の七第二項の規定により準用する法第四十九条の四第三項の規定により令第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する指定避難所（以下この項において「指定福祉避難所」という。）を指定したときは、当該指定福祉避難所の名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

(令第二十条の六の内閣府令で定める基準)

第一条の九 令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

## ■水防法（施行日：令和四年六月十七日）

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定

区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

## ■水防法施行規則（施行日：令和三年十一月一日）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難

の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項



## 北区大規模水害避難行動支援計画

刊行物登録番号 4-1-114

発行年月日 令和 4 年（2022 年）12 月  
発 行 東京都北区危機管理室防災・危機管理課  
〒114-8505 東京都北区王子本町 1-15-22  
電話 03-3908-8184